第３次大船渡市障がい者福祉計画

平成 30 年３月

大船渡市

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
１　計画策定の背景と趣旨 1
２　計画の位置づけ 4
３　計画期間 5
４　計画の策定体制 5
第２章　障がい者を取り巻く状況 9
１　人口と世帯数 9
２　障がい者の状況 10
（１）障がい者総数 10
（２）身体障がい者の状況 11
（３）知的障がい者の状況 12
（４）精神障がい者の状況 13
（５）難病患者等の状況 14
３　障がい者の就学、雇用・就労の状況 14
（１）障がい児の就学状況 14
（２）障がい者の雇用・就業の状況 16
第３章　計画の基本的な考え方 17
１　基本理念 17
２　基本目標 17
３　各分野に共通する横断的視点 18
（１）障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援 18
（２）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 19
（３）障がいを理由とする差別の解消 19
（４）当事者本位の総合的支援 20
（５）障がい特性等に配慮した支援 20
（６）「地域共生社会」の実現 20
４　施策の体系 21
第４章　施策の基本的な方向 23
１　住まい・環境 23
（１）住宅・生活環境の整備 23
（２）交通・移動手段の充実 26
（３）ひとにやさしいまちづくりの推進 28
２　情報・コミュニケーション 31
（１）情報アクセシビリティの推進 31
（２）コミュニケーション支援の推進 34
３　防災・防犯 36
（１）防災対策の推進 36
（２）防犯対策の推進 39
４　差別解消・権利擁護 40
（１）権利擁護の推進 40
（２）虐待防止の推進 42
（３）差別の解消 44
５　生活支援 46
（１）相談支援体制の充実 46
（２）障がい福祉サービスの充実 49
（３）障がい児支援の充実 53

（４）経済的自立の支援 56
６　保健・医療..... 57
（１）精神保健対策・難病対策の推進 57
（２）医療・リハビリテーションの充実 60
７　雇用・就業..... 63
（１）雇用の場の拡大・促進 63
（２）職業能力の開発・育成 66
８　教育..... 69
（１）インクルーシブ教育システムの推進 69
（２）教育環境の整備 71
（３）生涯学習の促進 73
９　文化芸術・スポーツ活動..... 75
（１）文化芸術活動、スポーツの振興 75
第５章　計画の進行管理..... 77
１　計画の推進..... 77
２　計画の点検評価..... 77
（１）計画の進行管理方法 77
（２）評価の指標 77
資　料　編..... 79
１　アンケート調査結果..... 79
２　市民ワークショップ結果..... 92
（１）開催日時 92
（２）ワークショップで挙げられた課題と対応策..... 92
第３次大船渡市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱..... 95
第３次大船渡市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿..... 96

本計画における表記について

① 天皇陛下の生前退位が予定されており、平成 31 年５月１日以降の新元号が決まっていないことから、平成 31 年以降の年の元号表記は便宜上「平成」のままとしています。

② 「大船渡市障がい者福祉計画」では、「障害」と「障がい」の２種類の表記を使用しています。法律や制度に基づく固有名詞や引用文等は、原則、「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第１章　計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

■障がい者施策の動向

国では、平成 18 年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備を進め、平成 23 年８月には「障害者基本法」を改正しました。

平成 24 年６月には、「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実等の新しい内容が示されました。さらに、平成 25 年６月には、改正障害者基本法第４条の「差別の禁止」の基本原則を具体化した、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布されました。

国内法のこうした整備による障がい者に係る様々な制度改革を進めた後、平成 26 年１月、日本は、障がい者の人権や基本的自由の享受を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者権利条約の締約国となりました。

「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向けて、平成 28 年７月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が発足され、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みを構築するため、障がい福祉を含めた取組を地域全体で推進していくことが示されています。

■本市における障がい者施策の展開

障がい者にとって住みよい・暮らしやすい環境をつくっていくことは、誰もが安心して暮らせる社会を形成することにほかなりません。

本市では、平成 20 年３月に、障がい者福祉施策全般について定めた「第２次大船渡市障害者福祉計画」を策定し、ノーマライゼーションに基づく福祉のまちづくりを進めてきました。

平成 23 年３月、東日本大震災が発生し、本市でも数多くの尊い命と財産が失われるなどの甚大な被害を受けました。市民の多くが不自由な生活を余儀なくされ、生活環境の変化が身体的、精神的に与えた影響は大きく、障がい者やその家族等の方も同様の状況がありました。

第２次計画の期間中（平成 20～29 年度）においては、従来からの施策に加え、被災した障がい者の暮らしを守るための取組や、国の新たな制度の設立や制度改正等に合わせた障がい者施策を展開してきました。

新規取組等を中心としたこれまでの成果等は次のとおりです。

【これまでの成果等（例示）】

住まい・環境関係
・障がい者、高齢者等に配慮した災害公営住宅を建設し、バリアフリー化を推進しました。 **・市役所等の公共施設にオストメイト対応トイレを設置し、バリアフリー化を推進しました。** **・県と連携し、ひとにやさしい駐車場利用者証制度（パーキングパーミット）の普及を図りました。**
防災・防犯関係
・避難行動要支援者避難支援事業実施要綱を定め、障がい者や高齢者等の災害時等における避難等の体制整備を図りました。（避難行動要支援者名簿の作成） **・大規模災害時における福祉避難所に関する協定を８団体（26 施設）と締結し、災害時の要配慮者に係る防災対策を推進しました。**

差別解消・権利擁護関係
・大船渡市障害者虐待防止センターを設置するとともに、障がい者虐待防止に向けた普及・啓発の取組や、障がい者虐待対応マニュアルを定め、虐待に関する相談、指導等に対応しました。 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大船渡市職員対応要領」を定め、障がい者への差別の禁止と合理的配慮の取組を推進しました。 ・成年後見制度の利用促進を図るため、法人後見支援事業、成年後見制度利用支援事業等を実施しました。
生活支援関係
・民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、安否確認や被災した障がい者の見守り等を行いました。 ・制度改正に対応して障がい福祉サービスの利用促進を図りました。 ・３年毎に障がい福祉計画（実施計画）を策定し、障がい福祉サービスの利用を促進しました。
保健・医療関係
・心の健康づくり推進連絡会を設置し、関係機関等と連携して、心の健康づくり事業を推進しました。 ・グリーフケア・セミナー、グリーフケア・サロン、メンタルヘルス事業等を実施し、被災者の心のケアに努めました。 ・自殺対策基本法に基づく自殺対策の取組として、傾聴ボランティアやゲートキーパーの養成に努めました。 ・第２次健康おおふなとプラン 21 に基づく健康関連の各種事業を推進しました。
雇用・就業関係
・障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を策定し、学校給食での食材や公園トイレの清掃、看板作製等、市の事務事業に関して優先調達を行いました。 ・市内の就労継続支援事業所が４ヵ所（平成 19 年度）から７ヵ所（平成 29 年度）に、就労移行支援事業所が１ヵ所（平成 19 年度）から２ヵ所（平成 29 年度）に増え、サービスの選択の幅が広がりました。

現計画の計画期間の満了に伴い、新たな「第３次大船渡市障がい者福祉計画」を策定することとします。

本計画は、従来の計画の趣旨及び基本的な内容を引き継ぎ、改正された障害者基本法及び障害者総合支援法をはじめとする関係法令や国の定める指針、県の障がい者施策の動向を踏まえながら、一層の障がい者施策の充実を目指し策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第３項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として、本市における障がい者の生活全般に係る幅広い分野の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

本市の総合的なまちづくりの指針を定めた最上位計画である「大船渡市総合計画」や社会福祉法に基づく「大船渡市地域福祉計画」などの上位計画との連携や、各種計画との整合性を図りながら計画を推進します。

一方、障害者総合支援法に基づく、「大船渡市障がい福祉計画」は、障がい福祉サービス等の事業について、障がい者のニーズ等に基づいたサービスの見込量の確保のため、具体的数値目標を示す実施計画となります。

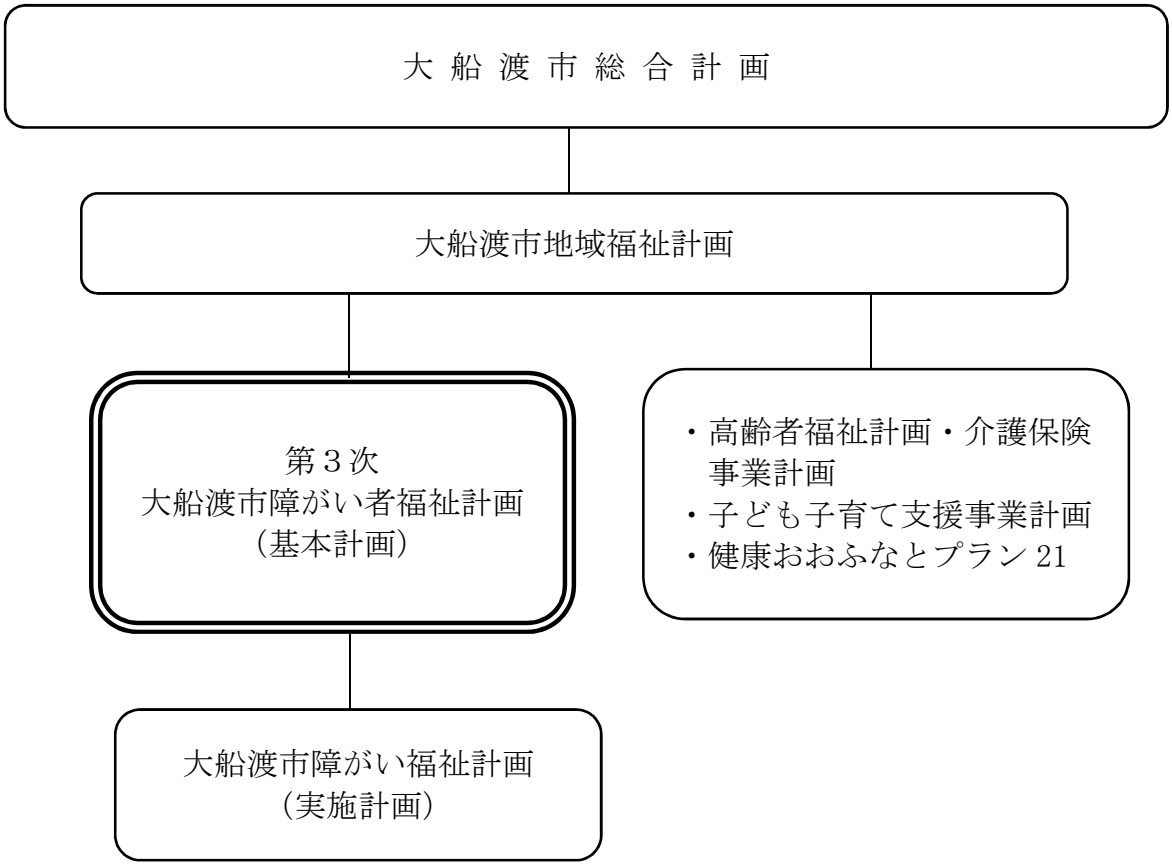

３　計画期間

本計画の期間は、現在、策定が進められている国の障害者基本計画、県の障がい者プランの計画期間が５～６年程度となる見込であることや、「大船渡市障がい福祉計画」（実施計画）が３年毎に見直しが必要となること等を踏まえ、平成 30 年度から平成 35 年度までの６年間とします。

なお、社会情勢や制度の見直し等、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

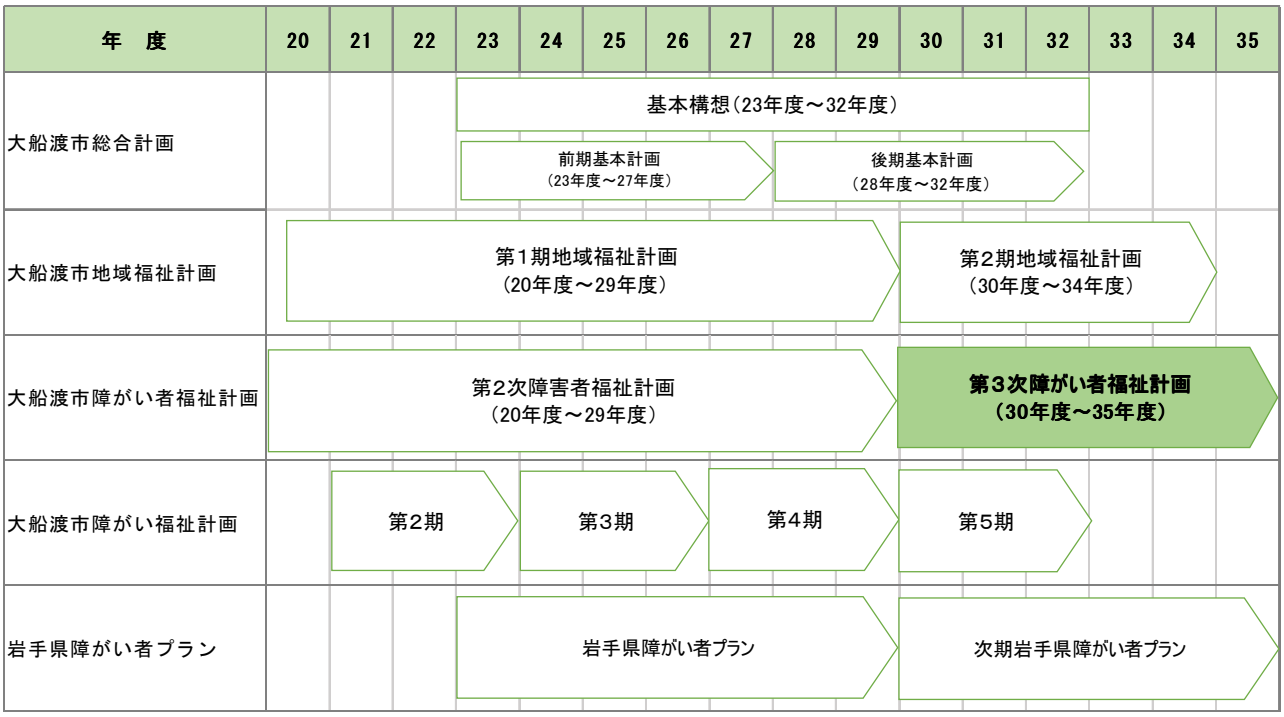

４　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者団体、福祉関係団体、ボランティア団体などの協力・参画のもとワークショップや障がい等がある市民を対象にアンケート調査を実施し、その意見等の反映に努めました。

計画策定体制としては、「第３次大船渡市障がい者福祉計画策定委員会」、「第３次大船渡市障がい者福祉計画庁内策定会議」、「第３次大船渡市障がい者福祉計画策定ワーキンググループ」の３体制で計画を検討し、最終的に策定委員会の審議の上、取りまとめます。

■計画策定委員会

策定委員会は、障がい者団体、保健・医療・福祉・学校関係者、民生委員・児童委員、関係団体・行政機関等により構成し、事務局で作成した計画案について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定します。

■アンケート調査

障がい者福祉に対するニーズや問題点の把握及びその結果を計画内容に反映することを目的に、身体、知的、精神に障がいのある人を対象にアンケート調査を実施しました。

①調査対象	●障がい等がある方 ・大船渡市に住所を置き、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方 ・岩手県立気仙光陵支援学校の児童・生徒（小・中・高等部）または保護者 ・ひまわり教室（児童発達支援）登録児の保護者
②調査方法	●郵送法 郵送による配布回収
③配布・回収の結果	●配布数：250 件 ●回収数：113 件 ●回収率：45.2%
④調査期間	●平成 29 年 9 月～10 月

■ワークショップの開催

地域のつながりの希薄化、少子・高齢化など地域や家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、全ての人が地域の中で安心し、生きがいをもって生活していく環境をつくるためには、行政だけではなく、市民や地域、社会福祉協議会や関係団体等との協働により「地域福祉の課題」や「障がい者福祉」に取り組んでいく必要があります。

そこで、「地域福祉計画」及び「障がい者福祉計画」の策定に当たり、市民等のアンケートとともに、市民参加の取組としてワークショップを開催し、「協働」を

キーワードに地域福祉・障がい福祉の課題解決の方策等について話し合うことを目的とし実施しました。

ワークショップは、市内３地区での開催と、障がい者団体及び関係団体等によるワークショップの計４回開催しました。

○「2017 地域福祉ワークショップ」の開催状況

年　月　日	対象地区等	参加者数	開催場所
平成 29 年 11 月　2 日	大船渡町・末崎町・赤崎町	42 名	シーパル大船渡
11 月　6 日	盛町・猪川町・立根町・日頃市町	28 名	Ｙ・Ｓセンター
11 月　7 日	三陸町（綾里・越喜来・吉浜）	30 名	三陸公民館
11 月 15 日	障がい福祉関係者等	19 名	リアスホール

○　参加者

（１）　民生委員・児童委員及び主任児童委員
（２）　生活支援相談員・子育て支援員等
（３）　復興支援員
（４）　陽だまりサロン参加者
（５）　障がい福祉関係者(障がい福祉サービス事業者、障がい者団体、障がい者ボランティア団体)
（６）　社会福祉協議会職員

○　障がい福祉関係者等参加要請団体

◇障がい者団体

団体名
身体障がい者協会
知的障がい者育成会
精神障がい者家族会

◇ボランティア団体

グ　ル　ー　プ　名
癒しの森　海のイスキア
大船渡手話サークル「こだま」
大船渡ボランティアグループ「せきれい」
車いすの会
点字サークル「つばさ」
美杉会大船渡
要約筆記手つなぎ
音声訳オープンハート
新チャレンジャーやろうじゃない会
ライフサポーター大船渡

◇障がい福祉サービス事業所及び地域活動支援センター

事業者名	事業所名
株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア大船渡
社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会	大船渡社会福祉協議会障害福祉サービス事業所
大船渡市	ひまわり教室
社会福祉法人大洋会	慈愛福祉学園デイサービス
	ケアホーム希望
	グループホーム「もみじ」
	慈愛福祉学園
	朋友館
	星雲工房
	地域活動支援センター星雲
特定非営利活動法人さんりく・こすもす	ゆうき社こすもすの家
非営利型一般社団法人かたつむり	@かたつむり
特定非営利活動法人センター123	エクセルシオール
一般社団法人みらい大船渡事業所	ポプラ
社会福祉法人愛生会	吉浜荘
特定非営利活動法人大船渡あすなろ会	地域活動支援センターつばき工房

第２章　障がい者を取り巻く状況

第２章　障がい者を取り巻く状況

１　人口と世帯数

大船渡市の人口は減少傾向にありますが、世帯数については増加傾向で推移しています。そのため、１世帯あたりの人員数については減少傾向となっています。

○人口推移

（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総人口	39, 117	38, 871	38, 712	38, 167	37, 633
世帯数	14, 491 世帯	14, 782 世帯	15, 008 世帯	15, 022 世帯	14, 959 世帯
１世帯あたりの人員数	2. 69	2. 62	2. 57	2. 54	2. 51

資料：住民基本台帳　　各年 3 月末

○人口と世帯数の推移

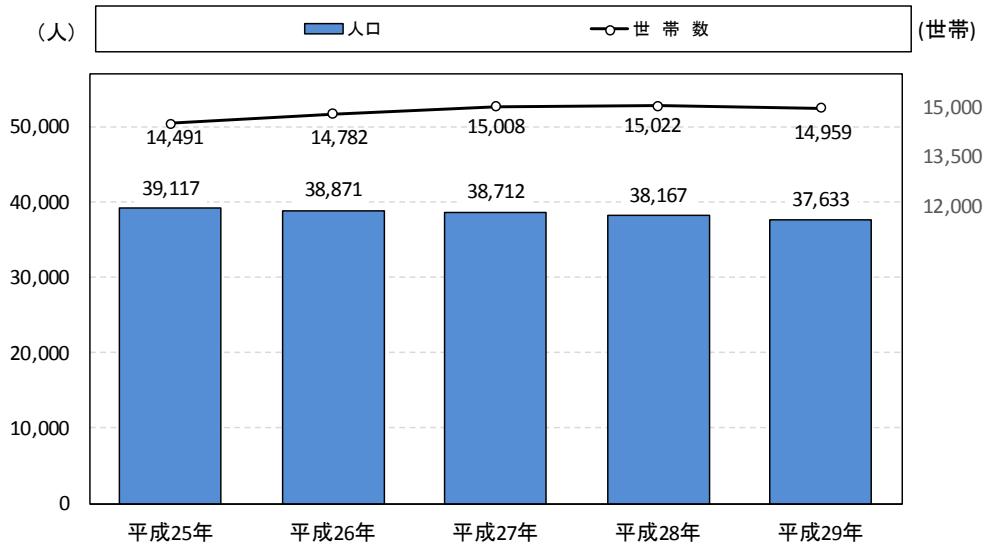

資料：住民基本台帳　　各年 3 月末

２　障がい者の状況

（１）障がい者総数

本市の障がい者数は、平成 29 年３月 31 日現在 2,321 人で、概ね横ばいで推移しています。障がい者別の推移については、身体障がい者は減少傾向、知的障がい者及び精神障がい者は増加傾向で推移しています。

また、障がい者のうち、全体の約 70%を身体障がい者が占めています。

○障がい者数の推移（手帳所持者）

（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障がい者 （身体障害者手帳所持者）	1,733	1,761	1,725	1,714	1,663
知的障がい者 （療育手帳所持者）	398	406	412	416	423
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳所持者）	186	202	204	220	235
合　　計	2,317	2,369	2,341	2,350	2,321

資料：大船渡保健所　各年３月末

○障がい者数の推移（手帳所持者）

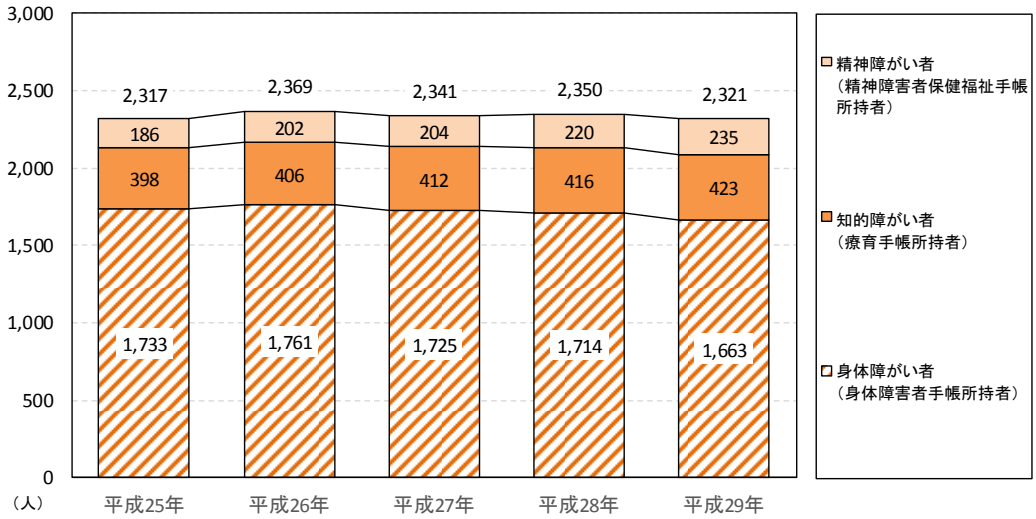

資料：大船渡保健所　　各年３月末

（２）身体障がい者の状況

本市の身体障害者手帳の所持者数の状況は、合計で 1,663 人となっており、障害別では、肢体不自由が 848 人で最も多く、次に多いのは、内部障害の 499 人となっています。

年齢別では、65 歳以上が 1,223 人で、７割以上を占めています。

○身体障害者手帳所持者の状況

（単位：人）

		視覚障害	聴覚・平衡感覚障害	音声言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	18 歳未満	0	0	0	6	6	12
	18～64 歳	16	0	0	56	82	154
	65 歳以上	62	1	0	94	279	436
	計	78	1	0	156	367	602
2級	18 歳未満	0	1	0	1	0	2
	18～64 歳	15	14	0	42	1	72
	65 歳以上	31	19	0	108	1	159
	計	46	34	0	151	2	233
3級	18 歳未満	0	0	0	0	0	0
	18～64 歳	1	5	4	36	14	60
	65 歳以上	6	7	5	130	41	189
	計	7	12	9	166	55	249
4級	18 歳未満	0	0	0	2	2	4
	18～64 歳	1	2	4	51	14	72
	65 歳以上	4	15	4	198	59	280
	計	5	17	8	251	75	356
5級	18 歳未満	0	0	0	1	0	1
	18～64 歳	6	0	0	28	0	34
	65 歳以上	10	1	0	51	0	62
	計	16	1	0	80	0	97
6級	18 歳未満	0	1	0	0	0	1
	18～64 歳	1	11	0	16	0	28
	65 歳以上	11	58	0	28	0	97
	計	12	70	0	44	0	126
計	18 歳未満	0	2	0	10	8	20
	18～64 歳	40	32	8	229	111	420
	65 歳以上	124	101	9	609	380	1,223
	計	164	135	17	848	499	**1,663**

資料：大船渡保健所　平成 29 年３月末

（３）知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

程度別にみるとＡ（重度）は増加傾向で推移し、Ｂ（軽度）は 18 歳未満の所持者数は減少傾向、18 歳以上は増加傾向で推移しています。

○程度別療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
Ａ（重度）	18 歳未満	20	18	18	20	21
	18 歳以上	124	126	130	130	131
	計	144	144	148	150	152
Ｂ（軽度）	18 歳未満	55	56	45	40	31
	18 歳以上	199	206	219	226	240
	計	254	262	264	266	271
合　計	18 歳未満	75	74	63	60	52
	18 歳以上	323	332	349	356	371
	計	398	406	412	416	423

資料：大船渡保健所　各年３月末

（４）精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、級別では、１・２級が多くなっています。

また、平成 29 年のデータによると、年齢構成では、18～64 歳が８割以上を占めています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
１級	18 歳未満	1	1	1	4	5
	18～64 歳	69	78	77	73	68
	65 歳以上	12	12	16	18	18
	計	82	91	94	95	91
２級	18 歳未満	1	2	1	1	0
	18 歳～64 歳	67	64	65	74	84
	65 歳以上	10	15	12	13	15
	計	78	81	78	88	99
３級	18 歳未満	0	1	1	0	0
	18～64 歳	24	26	28	32	39
	65 歳以上	2	3	3	5	6
	計	26	30	32	37	45
合　計	18 歳未満	2	4	3	5	5
	18～64 歳	160	168	170	179	191
	65 歳以上	24	30	31	36	39
	計	186	202	204	220	235

資料：大船渡保健所　各年３月末

手帳の非所持者も含めた本市の精神疾患患者の医療状況は、以下のとおりとなっています。

○精神疾患患者の医療状況

（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
医療保護入院	22	24	23	23	22
自立支援医療受給者証所持者（通院医療費公費負担利用者）	432	434	437	437	444

資料：大船渡保健所　各年３月末

（５）難病患者等の状況

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。平成 29 年３月末の本市の特定疾患医療受給者数は 359 人となっています。

○特定疾患医療受給者数の推移

（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特定疾患医療受給者数	329	339	344	364	359

資料：大船渡保健所　各年３月末

３　障がい者の就学、雇用・就労の状況

（１）障がい児の就学状況

平成 27 年度以降の本市における市内小・中学校の特別支援学級数と児童・生徒数は以下のとおりとなっています。

特別支援学級数と在籍児童・生徒数は、平成 29 年度では 31 学級・55 人となっています。

○小中学校の特別支援学級の状況

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	19 学級	45 人	19 学級	32 人	20 学級	32 人
中学校	11 学級	19 人	12 学級	26 人	11 学級	23 人
合　　計	30 学級	64 人	31 学級	58 人	31 学級	55 人

資料：教育委員会　各年４月１日現在

また、平成 27 年度以降の本市における特別支援学校の在籍児童・生徒数は以下のとおりとなっています。

平成 29 年度では小学部が 10 人、中学部が 16 人、高等部が 22 人で、計 48 人となっています。

○特別支援学校の在籍児童・生徒数

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	気仙光陵支援学校	その他	気仙光陵支援学校	その他	気仙光陵支援学校	その他
小学部	13 人	0 人	11 人	0 人	10 人	0 人
中学部	16 人	0 人	16 人	1 人	14 人	2 人
高等部	27 人	3 人	24 人	3 人	21 人	1 人
計	56 人	3 人	51 人	4 人	45 人	3 人
合　　計	59 人		55 人		48 人	

資料：岩手県教育委員会　各年５月１日現在

（２）障がい者の雇用・就業の状況

障がい者の雇用については、平成 28 年４月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が改正され、法定雇用率の算定対象に精神障がい者が含まれることになりました。

大船渡公共職業安定所管内（大船渡市・陸前高田市・住田町）に本社を置く企業のうち、障がい者の実雇用率 2.0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数 50 人以上規模の企業）は平成 29 年では 37 社あり、そのうちの 64.9%にあたる 24 社が法定雇用率を達成しています。

また、大船渡公共職業安定所管内の障がい者求職登録状況を見てみると、障がい者求職登録者数は増加傾向で推移しています。平成 29 年では求職者数が 422 人、就業している障がい者は 280 人となっています。

○大船渡公共職業安定所管内の企業における障がい者雇用状況

①企業数	②法定雇用率達成企業数	③法定雇用率達成企業の割合
37 社	24 社	64.9%

資料：大船渡公共職業安定所　平成 29 年６月１日現在

○大船渡公共職業安定所管内の障がい者求職登録状況

		平成27年					平成28年					平成29年				
障がい種別		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計
障がい者求職登録者数		134	117	102	10	363	191	122	94	10	417	204	116	93	9	422
	有効求人数	26	16	36	1	79	37	10	27	4	78	43	13	45	6	107
	就業中の人数	105	100	61	9	275	144	108	61	6	319	143	93	42	2	280
	保留中の人数	3	1	5	0	9	10	4	6	0	20	18	10	6	1	35

資料：大船渡公共職業安定所　各年６月１日現在

第３章　計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

障害者基本法第１条では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指すと規定されています。

平成 20 年に策定した第２次大船渡市障害者福祉計画においては、障がいの有無に関わらず、全ての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にする「ノーマライゼーション」を基本理念として障がい者施策を進めてきました。

第３次となる本計画においても、この考え方を継承し、**「ノーマライゼーション」**を基本理念とし、大船渡市地域福祉計画に掲げる「誰もが　お互いに支えあい　安心して健やかに暮らせる　福祉のまち」を目指します。

２　基本目標

この計画は、基本理念である「ノーマライゼーション」のもと、障害者権利条約の目的とされている「全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進すること」の実現と、さらには、「ニッポン一億総活躍プラン」で示されている、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、**「障がい者の尊厳と地域共生社会の構築」**を基本目標として掲げます。

３　各分野に共通する横断的視点

（１）障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者施策を実施するにあたっては、「障害者権利条約」の理念を尊重するとともに、整合性を確保することが重要です。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」※1の考え方のもと、「インクルージョン」※2を推進する観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参画する主体として捉えるとともに、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がい者が意思決定過程に参加することとし、障がい者の視点を施策に反映させます。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

※１「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」

社会的弱者として保護され、障がいのない人達から自分たちの人生を決められるのではなく、自分の生き方を主体的に選び実現していくという、障がいのある当事者の願いを象徴する言葉です。

※２「インクルージョン」

地域には様々な人がおり、その中には障がいのある人がいて当たり前という前提に立ち、そうした人達の違いを認め、個々のニーズに対応し、全てを包み込む社会が望ましいという考え方です。

（２）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※の向上

障害者権利条約の考え方に即して改正された障害者基本法第２条においては、障害者を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がい者が経験する困難や制限は、障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという見解が示されています。

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。そのためには、障がい者のアクセシビリティ向上のための環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組を推進します。

（３）障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が行われる必要があります。

このため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、県や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や住民一般の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

※アクセシビリティ

アクセシビリティとは、「アクセスのしやすさ」「利用のしやすさ」のことです。
もともとは情報の入手のしやすさのことを指していましたが、最近では、施設の利用のしやすさなど、様々な分野で使われています。

（４）当事者本位の総合的支援

障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障がい者施策が、障がい者の日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があることから、障がい者の支援は、障がい者が直面するその時々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があります。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみに捉われることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応します。

（５）障がい特性等に配慮した支援

障がい者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念のもと、性別、年齢、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて、障がい者施策を実施します。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等については、更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

また、障がい児については、成長や発達に合わせた支援を行います。障がいのある高齢者に係る施策についても、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施します。

（６）「地域共生社会」の実現

「地域共生社会」は、地域の高齢者、障がい者、子ども等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のことです。

障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、また、社会、経済、文化等、分野を問わず、参加する機会が確保される地域共生社会を目指します。

４　施策の体系

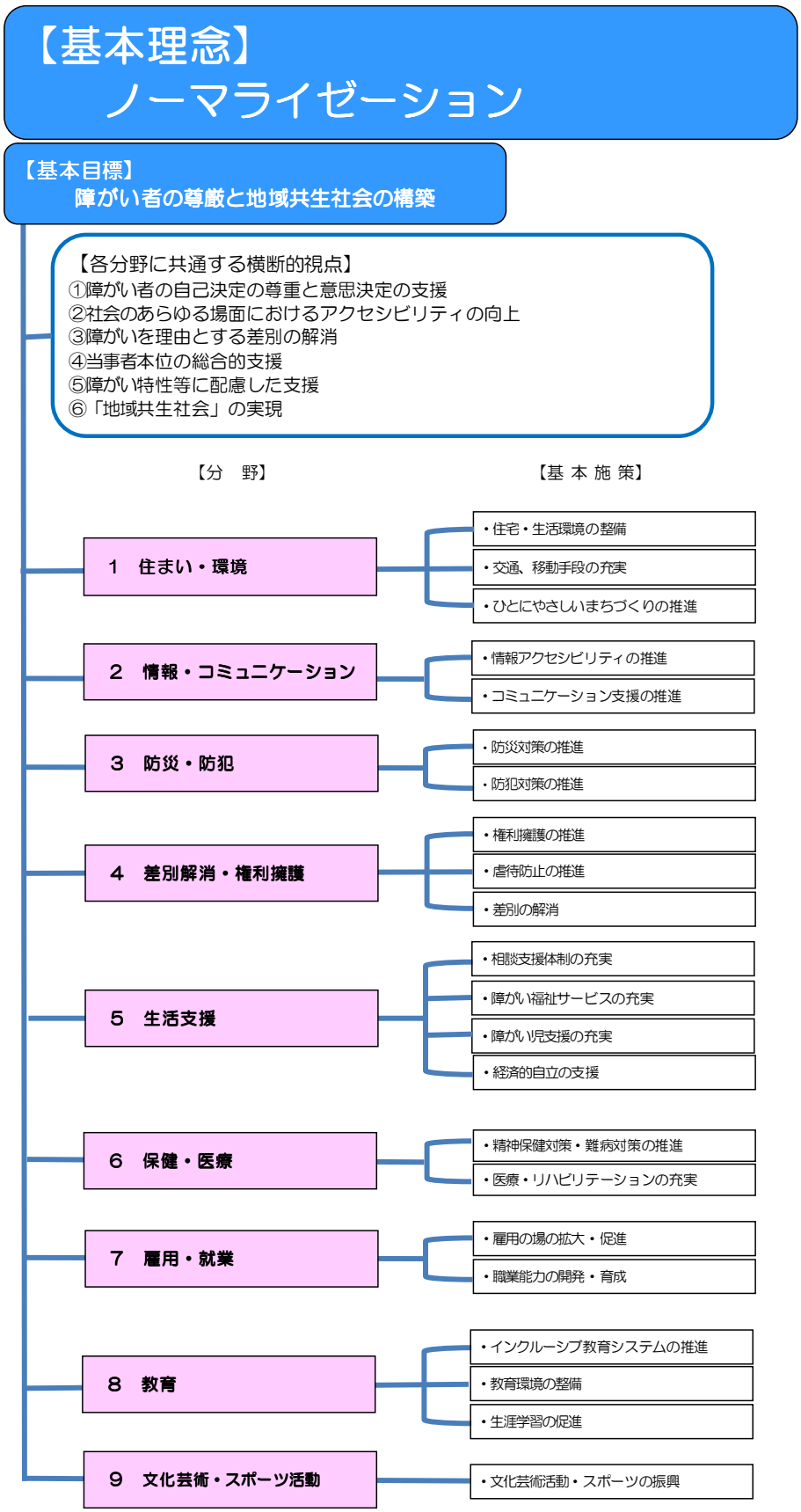
【基本理念】
ノーマライゼーション
【基本目標】
障がい者の尊厳と地域共生社会の構築
【各分野に共通する横断的視点】
①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
③障がいを理由とする差別の解消
④当事者本位の総合的支援
⑤障がい特性等に配慮した支援
⑥「地域共生社会」の実現
【分　野】
【基 本 施 策】
１　住まい・環境
・住宅・生活環境の整備
・交通、移動手段の充実
・ひとにやさしいまちづくりの推進
２　情報・コミュニケーション
・情報アクセシビリティの推進
・コミュニケーション支援の推進
３　防災・防犯
・防災対策の推進
・防犯対策の推進
４　差別解消・権利擁護
・権利擁護の推進
・虐待防止の推進
・差別の解消
５　生活支援
・相談支援体制の充実
・障がい福祉サービスの充実
・障がい児支援の充実
・経済的自立の支援
６　保健・医療
・精神保健対策・難病対策の推進
・医療・リハビリテーションの充実
７　雇用・就業
・雇用の場の拡大・促進
・職業能力の開発・育成
８　教育
・インクルーシブ教育システムの推進
・教育環境の整備
・生涯学習の促進
９　文化芸術・スポーツ活動
・文化芸術活動・スポーツの振興

第４章　施策の基本的な方向

第４章　施策の基本的な方向

１　住まい・環境

（１）住宅・生活環境の整備

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。

アンケート調査によると、現在どのように暮らしているかをたずねたところ、全体では「家族と」が 88.5％と最も多く、次いで「一人で」が 6.2％、「グループホーム」が 2.7％と続いています。

また、将来どこで生活したいかをたずねたところ、「家族と一緒に」が 32.7％、「グループホーム」が 15.0％となっています。

ワークショップにおいて、「災害公営住宅など、ドアが押戸で車いす利用者には不便」といった意見がありました。

障がい者の住宅についての設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の市営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。

また、障がい者の持ち家や民間の賃貸住宅においてもバリアフリー改修を促進し、日常生活における入居者の負担軽減を図るため、住宅改修制度の普及や制度を利用するための支援を推進していく必要があります。さらに、障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備が求められています。

○現在どのように暮らしているか

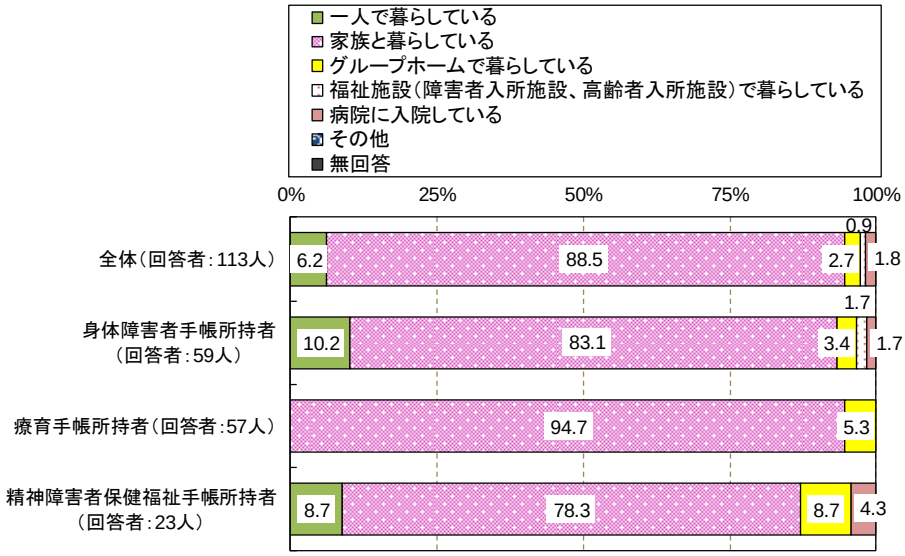

○将来どこで生活したいか

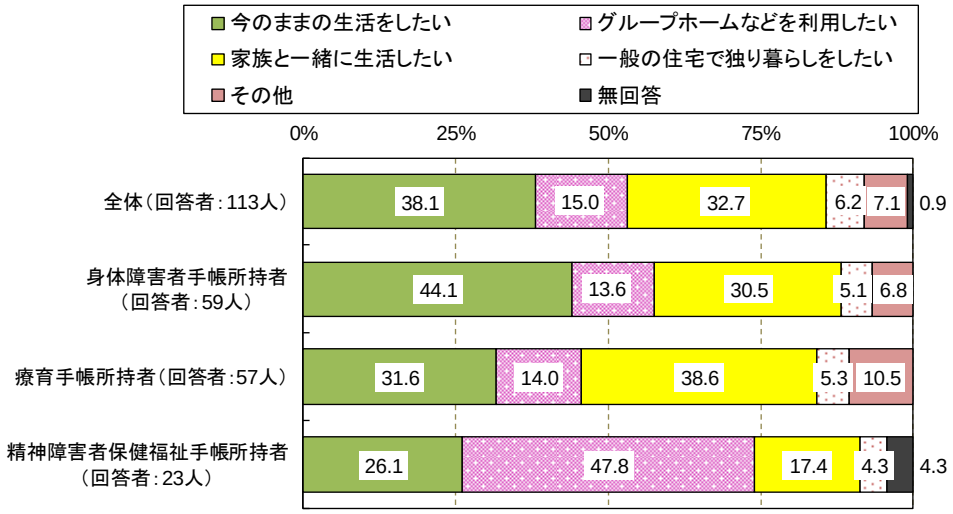

【施策の方向】

施策項目	内　容
障がい者や高齢者に配慮した住宅の整備及び利用の促進	○ 障がい者や高齢者に配慮した市営住宅の改修に努めます。 ○ 障がい者や高齢者に配慮した一般住宅の整備についての啓発に努めます。 ○ 重度障がい者等のための住宅改修を行う場合、「高齢者及び障害者のやさしい住まいづくり推進事業」等により、改修費用の一部を助成し、在宅福祉の向上を図ります。 ○ グループホームの整備に向け、気仙地域障がい者自立支援協議会において、協議・検討を進めます。

（２）交通・移動手段の充実

【現状と課題】

障がい者にとって移動手段の確保や移動できる環境の整備が保障されることの意味は大きく、外出に対する抵抗感が減り、日常生活の行動範囲が拡大することにより、自立した生活や積極的な社会参加につながります。

本市では、障がい者の社会参加の促進や通院等の便宜を図るため、移動困難な重度の障がい者を対象に福祉タクシー事業を実施し、福祉タクシー券を交付してきました。

アンケート調査によると、１週間の外出の頻度をたずねたところ、「毎日外出する」が 50.4％と最も多く、次いで「１週間に数回」が 34.5％、「めったに外出しない」が 8.0％、「まったく外出しない」が 5.3％となっています。また、外出時の困ることについては、「公共交通機関が少ない（ない）」が 30.1％に上り、外出機会の妨げになっている事も考えられます。

震災後、JR 大船渡線が鉄路から BRT に変更になるなど、公共交通は震災前に比べ、大きく変化しています。ワークショップでも、交通の利便性を求める話題が最も多く、「交通手段が不足している」、「震災後近くにバス停がなくなって買い物等が大変」といった意見があり、特に、障がい者や高齢者等の交通弱者に配慮した交通網の整備が課題となっています。

○福祉タクシー事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
申請者数(人)	130	155	158
交付枚数(枚)	2,760	3,146	3,398
使用枚数(枚)	1,393	1,598	1,657

資料：地域福祉課

○外出の頻度

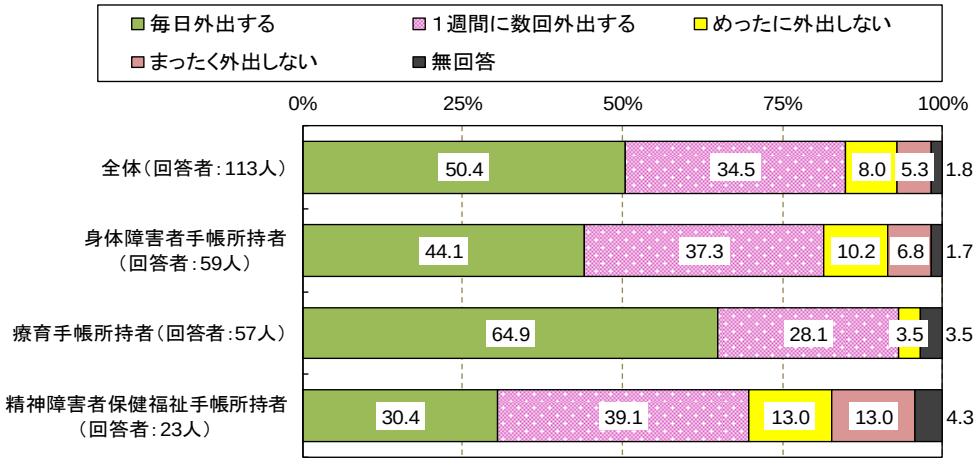

【施策の方向】

施策項目	内　容
交通関連施設、道路等の整備	○ 視覚障がい者が安全に横断歩行できるよう、音声信号機の普及等、計画的整備の推進を関係機関に働きかけます。 ○ 道路や歩道等の整備にあわせて、視覚障がい者用誘導ブロックを設置する等、障がい者の利便性に配慮した改善に努めるとともに、国道・県道等についても、改善を働きかけます。
移動支援の充実	○ 身体障がい者の自動車運転免許取得費、自動車改造費の一部を助成する事業を推進します。 ○ 視覚障がい者等の外出時に移動の支援を行う移動支援事業を推進します。 ○ 視覚障がい者のための行き先案内装置や低床式バスの導入など、交通機関における障がい者の利用に配慮した設備等について、関係機関の理解を求め、導入を働きかけます。 ○ 障がい者の外出を支援するため、障害者手帳等による公共交通機関の割引制度の周知や、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業を推進します。 ○ 「ひとにやさしい駐車場利用証制度」（パーキングパーミット）の普及・啓発に努めます。 ● 総合交通ネットワーク計画に基づき、誰もが利用しやすい交通環境の実現と、持続可能な公共交通の構築を推進します。

※　●は、重点内容

（３）ひとにやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

少子高齢化が進行する中で、障がい者や高齢者、子ども、妊婦など誰でも安心して利用できる施設の整備など、全ての人が暮らしやすいまちづくりを推進することが求められています。

バリアフリー化推進の国の動きとして、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されました。バリアフリー新法は、公共交通機関、建築物、公共施設等について一体的にバリアフリー化の整備を行うことを目的とし、障がい者、高齢者、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を図るものです。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進していくための施策を実行するため「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が作成されています。

本市においては、「バリアフリー新法」や、県の「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、障がい者を含む全ての人が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる、ひとにやさしいまちづくりを進めています。

アンケート調査によると、外出時に困ることをたずねたところ、「外出先の建物の設備が不便」が 16.8%、「道路や駅に階段や段差が多い」が 14.2%となっています。アンケート調査の結果からも、環境上の暮らしにくさが依然として存在しており、障がい者や高齢者にとって利用しやすい道路及び歩道の整備等をはじめ、今後も、誰もが利用しやすいように配慮した「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた、総合的かつ効果的な福祉のまちづくりの推進が重要です。

○外出時に困ること

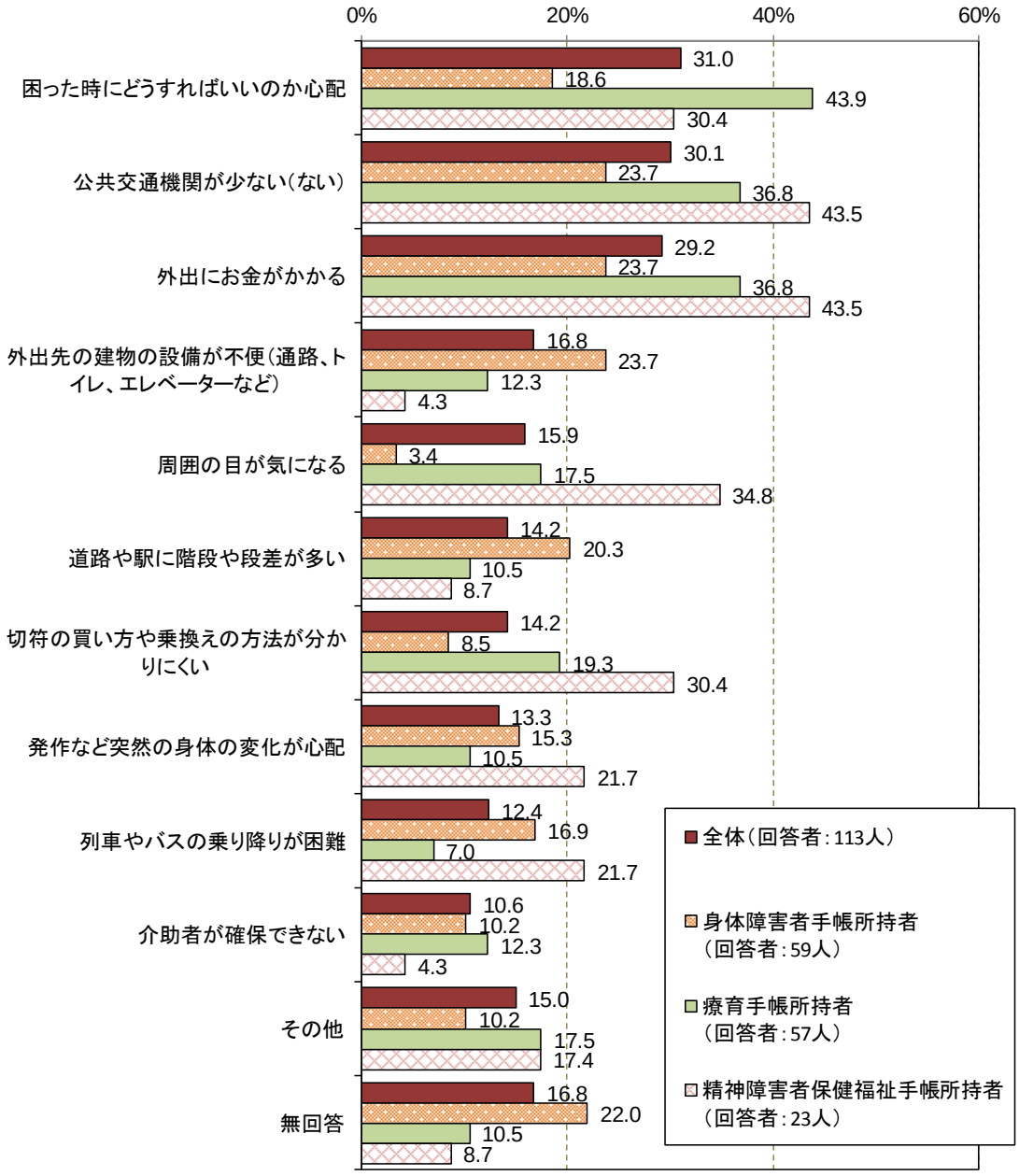
0%
20%
40%
60%
困った時にどうすればいいのか心配
31.0
18.6
43.9
30.4
公共交通機関が少ない（ない）
30.1
23.7
36.8
43.5
外出にお金がかかる
29.2
23.7
36.8
43.5
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）
16.8
23.7
12.3
4.3
周囲の目が気になる
15.9
3.4
17.5
34.8
道路や駅に階段や段差が多い
14.2
20.3
10.5
8.7
切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくい
14.2
8.5
19.3
30.4
発作など突然の身体の変化が心配
13.3
15.3
10.5
21.7
列車やバスの乗り降りが困難
12.4
16.9
7.0
21.7
介助者が確保できない
10.6
10.2
12.3
4.3
その他
15.0
10.2
17.5
17.4
無回答
16.8
22.0
10.5
8.7
全体（回答者：113人）
身体障害者手帳所持者（回答者：59人）
療育手帳所持者（回答者：57人）
精神障害者保健福祉手帳所持者（回答者：23人）

【施策の方向】

施策項目	内　容
ユニバーサルデザインの推進	○ 全ての人にやさしいまちづくりが推進されるよう、ユニバーサルデザイン等について広く市民への啓発に努めます。
公共施設等のバリアフリー化の促進	○ 県が制定した「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、身近な生活環境、社会環境のバリアフリー化を推進します。 ○ 障がい者の利用に配慮した公共性の高い民間の建築物の整備促進に向け、資金を低利で貸付する融資制度の普及に努めます。 ○ 障がい者雇用における作業施設整備費などの助成制度の周知を図り、障がい者の職場環境等のバリアフリー化を促進します。

２　情報・コミュニケーション

（１）情報アクセシビリティの推進

【現状と課題】

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器の利用の促進、サービス等の周知等、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上に努める必要があります。

本市では、音訳した広報紙（声の広報）や点字広報の発行・配布、また、声の福祉図書館事業で録音図書等の貸し出しを行う等、視覚障がい者に配慮した情報提供に努めてきました。

また、広報紙やホームページによって各種サービス等に関する情報提供をしていますが、ワークショップにおいて「市の広報等の文字が小さい」といった意見もありました。今後はさらに、市ホームページの音声化など、情報の取得にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を検討していくことが必要です。

アンケート調査によると、障がいや福祉サービスに関する情報の入手先についてたずねたところ、「市役所等の広報紙」が 33.6%と最も多く、「施設職員」が 29.2%、「新聞の記事、テレビやラジオ」が 28.3%となっており、様々な入手先から情報を得ていることが分かります。

障がい福祉制度に関する情報等、複雑かつ難解な内容は、情報量を増やすことでかえって分かりにくくなることもあります。障がい者が必要とする情報を、簡潔に、より分かりやすく伝えられるよう配慮することが求められます。また、情報提供の充実には、有益な情報の収集が不可欠です。保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、その効果的な活用に努める必要があります。

○障がいや福祉サービスに関する情報の入手先

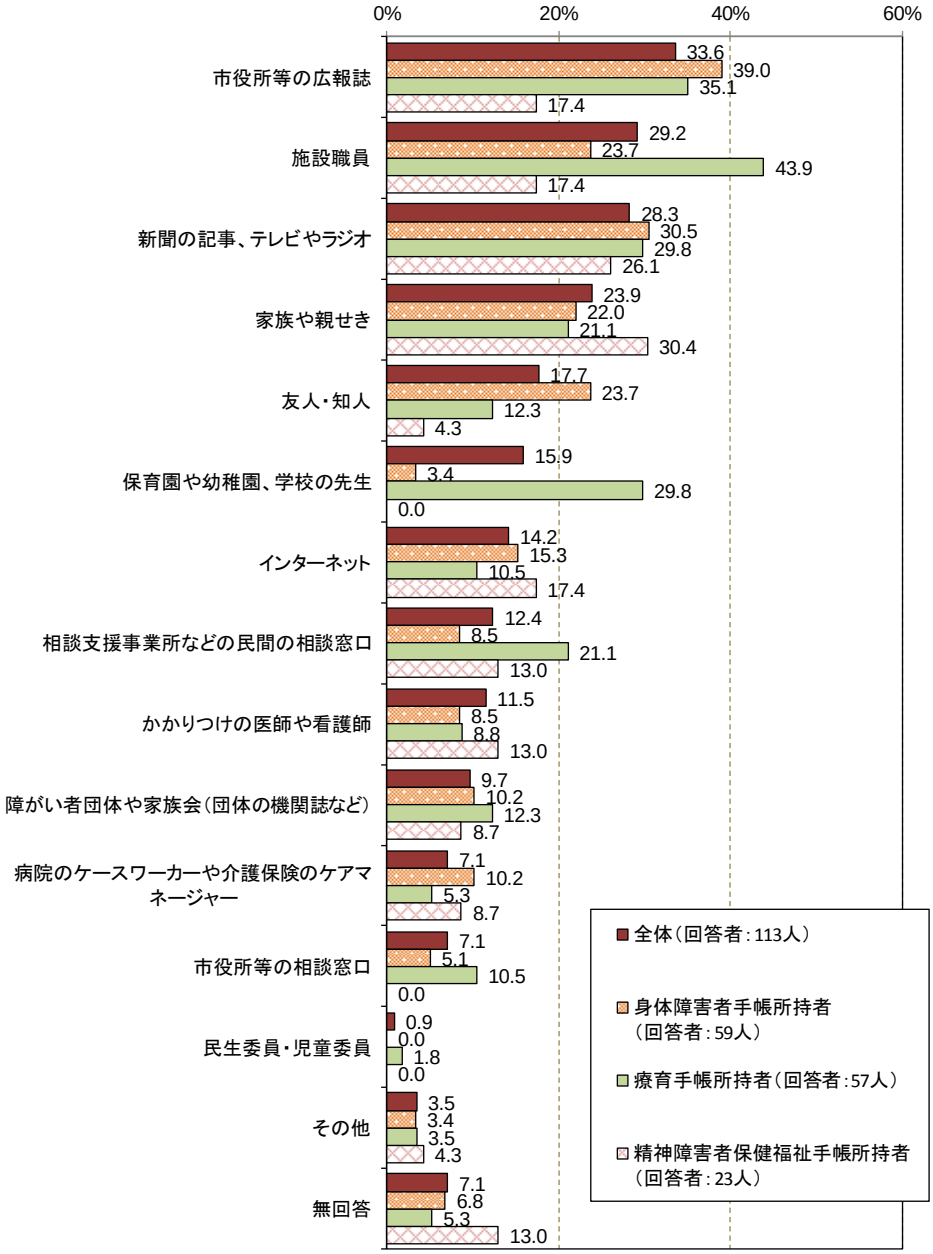

【施策の方向】

施策項目	内　容
情報提供の充実	○ 声の広報、点字広報の発行を継続します。 ○ 文字の字体や大きさ、レイアウトや写真の使用など、分かりやすい広報の作成に努めます。 ○ 障がい関係の手帳取得による各種制度や、障がい福祉サービスについて、パンフレットの内容の充実と周知に努めます。
情報アクセシビリティの推進	○ 市ホームページの音声化や障がいに配慮した画面の色使い等、障がい者の利用しやすさに配慮した情報提供を目指します。 ○ コミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に応じた日常生活用具の給付に努めます。

（２）コミュニケーション支援の推進

【現状と課題】

視覚障がい者・聴覚障がい者の自立と社会参加を進めるためには、意思表示やコミュニケーションにおける支援も重要です。コミュニケーション支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の利用促進などの取組を通じてコミュニケーション支援の充実を図る必要があります。

これまで、本市では、市役所内に障害者福祉相談員を配置し、各種手帳の申請受け付けや相談対応をしており、また、手話通訳者・要約筆記者派遣事業など、コミュニケーションが困難な障がい者の支援を行ってきました。

また、日常生活上の困難を改善し、自立を支援する目的では、盲人用時計、点字図書、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置等の情報・意思疎通支援のための日常生活用具を給付してきました。

ワークショップにおいても、「耳の不自由な人とのコミュニケーションが心配」といった意見がありました。

今後は、コミュニケーションに困難を抱える人が、自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための様々な媒体を活用した情報提供のほか、手話通訳者、点訳者、音声訳者、要約筆記者などによるコミュニケーション支援の充実に取り組む必要があります。

○日常生活用具給付事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
情報・意思疎通支援用具給付件数	27	36	44

資料：地域福祉課

○意思疎通支援事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
手話通訳・要約筆記者派遣回数	2	6	8

資料：地域福祉課

【施策内容】

施策項目	内　容
意思疎通支援事業の充実	○ 各種研修会等の開催により、手話通訳者、点訳者、音声訳者、要約筆記者等の人材養成・育成に努めます。 ○ 手話通訳者、点訳者、音声訳者、要約筆記者の派遣を実施し、障がい者のコミュニケーション支援の充実を図ります。 ○ 障害者福祉相談員を配置し、障がい者の市役所等での相談に対応します。

３　防災・防犯

（１）防災対策の推進

【現状と課題】

東日本大震災をはじめ、全国各地で発生している豪雨や台風による惨状を目の当たりにし、多くの人が自然災害に対する不安を募らせています。

特に、要配慮者と言われる障がい者や高齢者等は、災害時には特別な支援が必要であり、障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスを継続的に受けられるよう、防災に向けた取組を推進する必要があります。地域の基本的な防災対策はもちろん、要配慮者の視点での対策も必要です。

本市においては、災害対策基本法に基づき、「大船渡市地域防災計画」を策定し、障がい者や高齢者等の要配慮者の防災対策についても規定しています。また、避難行動要支援者名簿の整備や、福祉事業者等との福祉避難所開設のための協定の締結を行うなど、障がい者の防災等における安全確保に努めています。

アンケート調査によると、災害時にひとりで避難できるかたずねたところ、「できない」と回答した方が38.1％に上り、災害時に困ることをたずねたところ、「避難場所の施設（トイレ等）や生活環境」が47.8％、「安全なところまで、迅速に避難ができない」が38.9％となっています。

また、ワークショップにおいても、「耳が不自由で災害警報が鳴ってもわからない、案内板がほしい」や「災害時、障がい者の避難方法について不安を感じている」という意見がありました。

今後は、自治会組織などの積極的な活用や自主防災組織の育成・強化を図り、自助・共助・公助の精神の養成を図るとともに、防災ネットワークづくりを推進していくことも必要となってきます。また、避難場所、避難経路について、周知徹底を図るとともに、各施設においても防災訓練、避難場所、経路の周知に努める必要があります。

災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを受けることができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組む必要があります。

○災害時ひとりで避難できるか

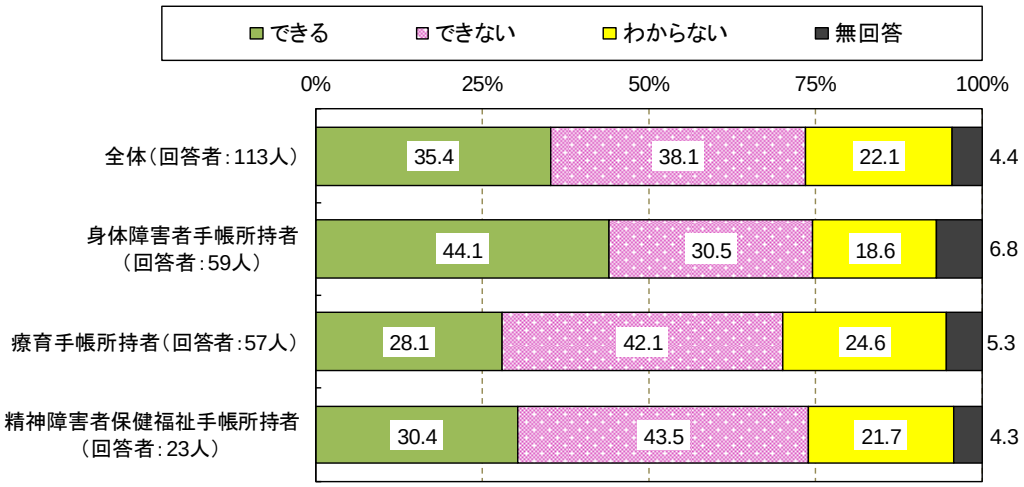

○災害時に困ること

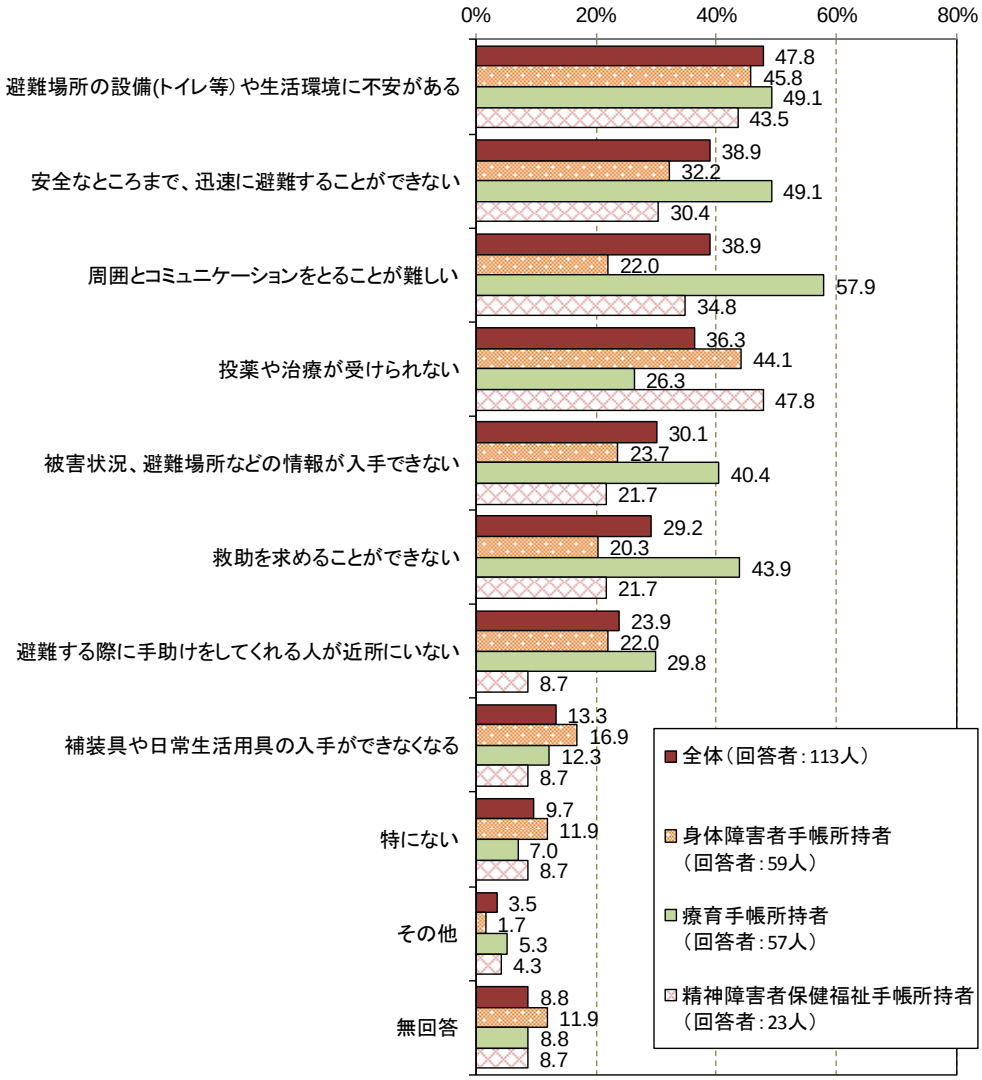

【施策の方向】

施策項目	内　容
防災等安全確保対策の推進	● 東日本大震災を教訓として、災害時の地域の協力体制づくりに努めるとともに、自主防災組織等の支援・育成に努めます。 ● 避難行動要支援者名簿の整備を推進するとともに、民生委員・児童委員や自主防災組織、関係機関等との情報共有を図り、障がい者等の安全確保に努めます。 ● 大規模な災害時に、指定避難所での生活が困難な要配慮者を対象とした福祉避難所を開設し、安心して避難生活が送れるよう努めます。 ● 自主防災組織や障がい福祉サービス事業所、ボランティア団体等と連携し、災害時における避難生活の支援や円滑なコミュニケーション、早期の生活の復旧が図られるよう努めます。 ● 災害時の安全確保のため、福祉避難所の体制整備や避難場所のバリアフリー化に努めます。 ● ユニバーサルデザインによる避難誘導標識の設置等、災害時に誰でも理解でき、迅速に行動できるよう努めます。
情報の提供	● 障がい者に分かりやすい防災マップの検討、避難場所や避難所の周知を図ります。 ● 聴覚障がい者に、防災行政無線文字表示装置付き戸別受信機を貸与し、災害等に関する情報の提供に努めます。

※　●は、重点内容

（２）防犯対策の推進

【現状と課題】

近年、障がい者や高齢者をねらった犯罪や悪徳商法等の消費者トラブルが多発しており、防止・防犯対策を強化していくことが求められます。防犯知識の周知徹底や犯罪情報の提供に努めるとともに、行政、警察や福祉施設、地域との連携により防犯活動を促進していくことが重要です。

また、消費者トラブルの防止や被害からの救済については、必要な情報提供を行うとともに、市や消費生活センター等の相談体制の充実に努める必要があります。

今後も、関係機関や地域との密接な連携をとりながら、犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭いやすい障がい者や高齢者に対するきめ細かな防止・防犯対策を継続的に実施していく必要があります。

【施策の方向】

施策項目	内　容
防犯対策の充実	○ 障がい者の犯罪被害防止のために、防犯対策や犯罪情報の提供に努めます。 ○ 障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等との連携により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。 ○ 障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報紙やホームページ、パンフレット等により、悪質商法等についての情報提供に努めます。
消費者保護施策の推進	○ 障がい者の消費者トラブルに関する情報を収集し、必要な救済に関しての情報提供を行い、消費者トラブルの防止、救済に努めます。 ○ 消費生活センターの相談体制の充実に努めます。

４　差別解消・権利擁護

（１）権利擁護の推進

【現状と課題】

判断能力やコミュケーション能力に不安がある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取組が必要です。

障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、こうした関連制度等についての障がい者の認知度は低く、利用者も少ない状況にあります。

アンケート調査によると、成年後見制度について知っているかをたずねたところ、全体の 35.4%が「名前も内容も知らない」と回答しています。

障がい者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護に関わる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

○成年後見制度について知っているか

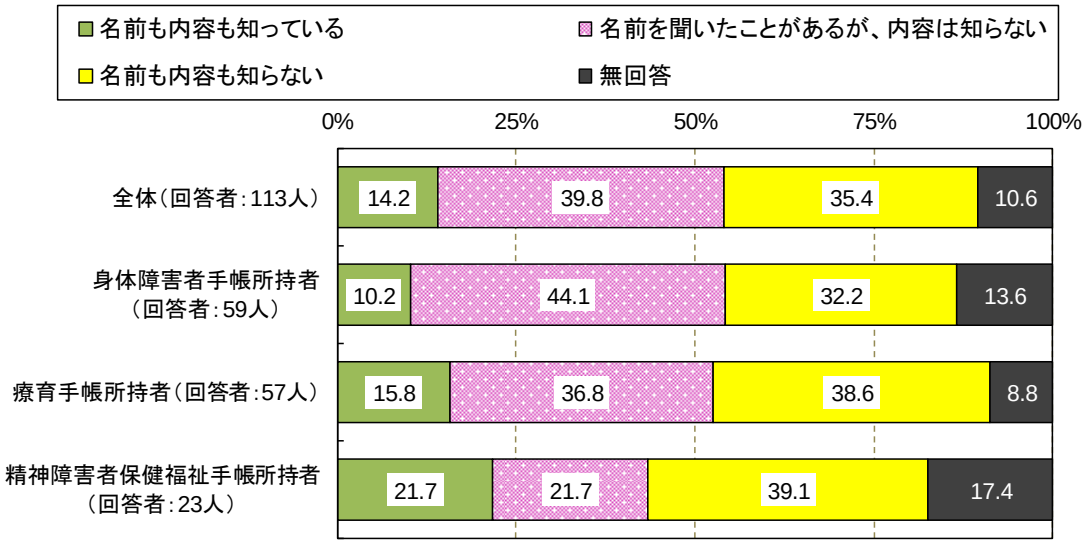

【施策の方向】

施策項目	内　容
障がい者の権利擁護の充実	● 関係機関と連携しながら、判断能力やコミュニケーション能力が十分ではなく、自らの意思を適切に表現できない障がい者のサービスの利用や、日常的金銭管理等を援助する日常生活自立支援事業及び成年後見制度の周知と利用促進に努めます。 ● 判断能力が不十分な障がい者等で、かつ身寄りがない等の理由で、成年後見の利用の申し立てができない人に対して、成年後見制度利用支援事業により、成年後見に係る家庭裁判所への市長申立てや、費用の助成を行います。 ●成年後見制度に係る法人後見等について、体制の整備を図ります。 ○ 障がい者週間（12 月３日～12 月９日）にあわせて、障がい者の権利擁護に関する意識啓発に努めます。

※　●は、重点内容

（２）虐待防止の推進

【現状と課題】

近年、障がい者や高齢者の虐待の被害が多くなっています。

障がい者への虐待行為は、体や心に大きな傷を与えるだけでなく、障がい者の尊厳を害する行為で、障がい者の自立と社会参加を進めていく上で、虐待の防止を推進していくことは極めて重要です。

平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行され、障がい者への暴力や正当な理由のない拘束、財産の不当処分などを禁じ、家庭や障害者福祉施設、職場で虐待行為を見つけた人には通報を義務づけています。

本市においては、平成 24 年９月に大船渡市障害者虐待防止センターを設置するとともに、障がい者虐待対応マニュアルを定め、虐待に関する相談、指導等を行っています。

平成 28 年度の障がい者虐待の通報件数は２件で､通報件数は多くはありませんが、通報に至っていない潜在的な障がい者の虐待もあるものと思われます。障がい者に対する虐待は、家庭や施設、職場など閉じられた場所で行われる上、障がいのため、虐待だと認識できない場合もあります。

今後も、家庭、障害者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

【施策の方向】

施策項目	内　容
障がい者への虐待防止	○ 障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努め、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。
障がい者虐待防止のためのネットワーク強化の推進	● 障がい者への虐待に対して、関係機関における緊急時の連絡体制の整備等、障がい者虐待防止ネットワークを強化し、障がい者虐待の早期発見と早期対応に努めます。 ● 障害者虐待防止センターの設置により、休日や夜間等にも対応した虐待相談に努めます。

※ ●は、重点内容

（３）差別の解消

【現状と課題】

障がいのある人、ない人に関わらず誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、市民一人ひとりが、障がいや障がい者に対する理解を深め、障がいによる差別を無くすことが重要です。

アンケート調査によると、障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがあるかたずねたところ、「ある」が 32.7%、「少しある」が 30.1%、「ない」が 30.1%となっています。

平成 28 年４月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

差別の解消のため、市の広報紙やパンフレット、行事等を通して幅広い啓発・広報活動を行うとともに、障がいのある人とのふれあい・交流を通じて、障がいや障がい者の理解を深める取組を継続的に実施していくことが大切です。

また、同法では「行政機関は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされており、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう配慮した行政サービスの実施に努める必要があります。

本市では、平成28年７月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大船渡市職員対応要領」を作成し、窓口等においての職員の適切な対応に取り組んでいます。

今後においても、障がい者の特性に合わせた手話や点字、音声などによる、行政情報の提供体制の整備、公共施設のバリアフリー化はもちろん、行政機関の職員に対して障がいと障がい者への正しい理解を図るともに、障がいの特性に合わせた対応・配慮の方法の研修などを通じ、障がい者が円滑に自身の権利を行使でき、行政サービスを利用できる体制の整備が求められます。

○障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか

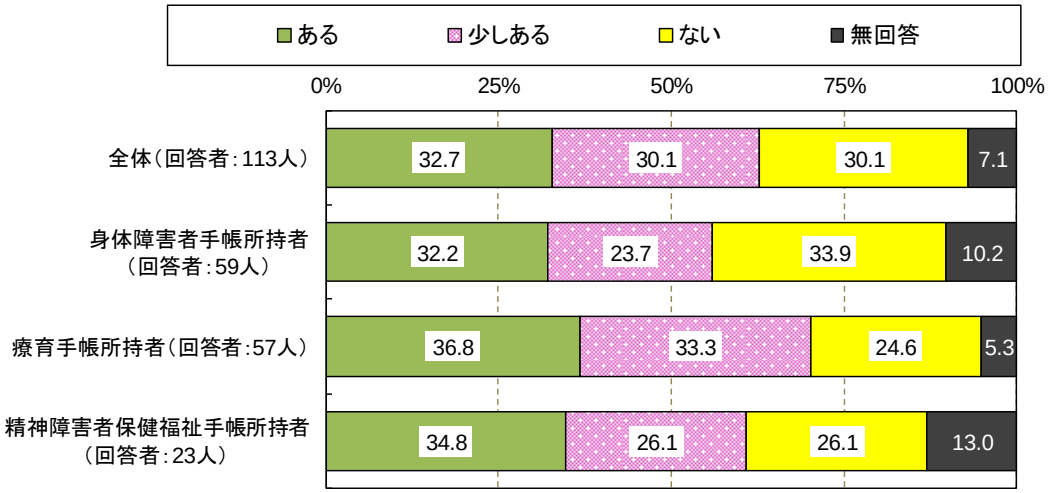

【施策の方向】

施策項目	内　容
障がい者の人権擁護	● 社会を構成する一員として障がい者の尊厳が重んじられ、障がいを理由として差別されることがないよう、障がい者の人権擁護について市民の意識の向上に努めます。
障害者差別解消法の周知及び適切な運用	● 市広報紙やパンフレット等により、「障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」についての啓発に努めます。
市職員対応要領に基づく差別の禁止と合理的配慮の推進	● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供、相談体制の整備のほか、職員に対し必要な研修・啓発に努めます。

※　●は、重点内容

５　生活支援

（１）相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がい者が自らの意思に基づき、保健・医療・福祉等各種サービスを利用していくためには、それら各種サービスの情報提供と相談支援を受けることのできる体制の構築が必要です。

アンケート調査によると、悩みや困ったことの相談相手をたずねたところ、全体では「家族や親せき」が 74.3％と最も多く、次いで「友人・知人」が 27.4％、「かかりつけ医師や看護師」が 25.7％となっています。

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を家族や身近な人に相談できることはもちろん、生活支援・医療・福祉・教育などの各分野おいて適切な助言を受けられる総合的な相談体制が必要です。

また、障がい者の持つ悩みや問題は、障がい部位や障がい程度、社会状況、年齢など様々な要因によって異なるため、個々のケースに対応できる専門的な相談対応も求められます。

平成 28 年度の本市の障がい者相談支援事業の利用者は 562 人で、相談支援内容としては、福祉サービスの利用に関する支援が最も多くなっています。

今後さらに多様化することが予想される障がい者とその家族のニーズに応え、適切にサービスを組み合わせ、自立を支援していくためには、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備が重要です。

障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努める必要があります。

○悩みや困ったことの相談相手

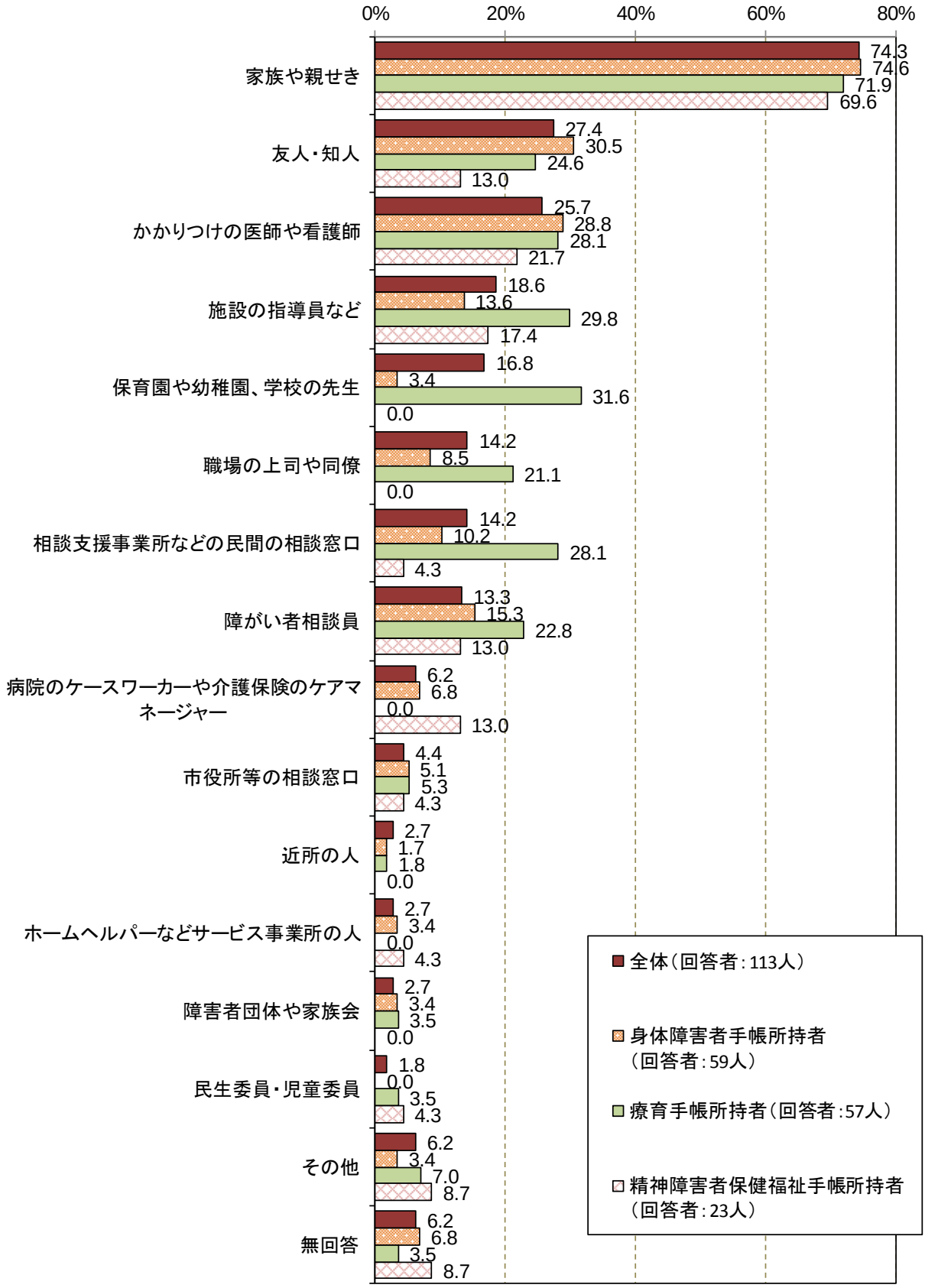

【施策の方向】

施策項目	内　容
相談支援体制の充実	○ 障がい者が地域で自立した生活が営めるよう、各種福祉サービスに関する相談や、情報の提供に努めます。 ○ 関係事業所等と連携し、相談支援専門員の育成・確保を図り、個々の相談について総合的に対応できる相談支援体制の構築に努めます。 ○ 地域に密着した相談活動と援護思想の普及のため、身体障がい者・知的障がい者相談員の活動を推進します。 ○ 県と協力し、各種福祉サービス等を受けるために必要な、身体障がい者巡回相談、知的障がい者巡回相談、子育て相談等の利用を促進します。 ○ 重度障がい者、重複障がい者、家族の支援が困難な障がい者について、関係機関と連携して支援します。 ○ 気仙地域障がい者自立支援協議会の活動を通じて、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築に努めます。
障がい者ケアマネジメントの充実	○ 障がい福祉サービスの相談支援を通じて、利用者本位のサービス利用計画の作成など、適切なケアマネジメントを実施します。 ○ ケアマネジメントに必要となる相談支援専門員の技術向上と養成・確保に努めます。

（２）障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で、その人らしく安心した生活を送るためには、住宅をはじめとする生活環境の整備とともに、障がい福祉サービスを適切に利用できる体制が整っていることが重要です。

在宅支援の中心となる「訪問系サービス」、日中の活動や働く場となる「日中活動系サービス」、住まいの場を支える「住居系サービス」、適切な支援へとつなげる「相談支援」等の障がい福祉サービスを中心に、移動のための支援や福祉用具の給付等による総合的な支援体制の整備が必要です。

本市における障がい福祉サービスは年々利用が増えており、全体的な傾向としては、障がい者本人の高齢化や障がいの重症化による利用日数の増加や、各種サービスの組み合わせによる利用の増加が見られます。

種類別の利用傾向を見ると、訪問系の「居宅介護」は、単身世帯の増加や介護者の高齢化等により微増。日中活動系では、特別支援学校卒業者等の利用により「就労移行支援」や「就労継続支援Ｂ型」が増加しています。住居系の「共同生活援助（グループホーム）」は、特別支援学校卒業者や精神科病院からの地域移行後の住居の場等として利用者が増えています。

今後においては、個々のライフステージを通じて切れ目のない適切なサービスを受けられるよう、また、重い障がいのある人も安心して暮らせるよう、障がい福祉サービスの充実を図ることが重要です。

障がい者の施設や病院からの退所・退院にあたっては、地域生活への円滑な移行が重要であることから、国では「地域移行支援の強化」を基本方針として示しています。

特に、精神障がい者の地域移行支援については、障がいや社会経験の乏しさ等から、自己決定が難しい場合がありますが、本市においては、地域で生活する意欲が持てるよう、また、本人や家族が抱えている地域での生活に対する不安が軽減されるよう、相談支援事業所が中心となり、行政や施設、精神科病院が連携し、地域生活への移行に取り組んできました。

今後においても、関係機関等との連携を強化し、地域移行に向けた支援や地域定着の支援を推進していく必要があります。

◇障害者総合支援法による障がい福祉サービスには、訪問系サービス、日中活動系サービス、住居系サービス、相談支援があります。

【訪問系サービス】

障がい者の日常生活を支えるサービス

サービス名	内　　容
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅での入浴や排せつ、食事などの介助や通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や外出時の移動支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時必要な介護や外出時の移動中の介助等を行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の支援を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がい（常に介護が必要）のある人に、居宅介護などの複数の障がい福祉サービスを包括的に行います。

【日中活動系サービス】

障がい者のいきいきとした生活を支えるサービス

サービス名	内　　容
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、日中、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を行います。
生活介護	常に介護が必要とする人に、日中、施設等で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	地域で自立した日常生活を送れるよう、一定期間において身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間において就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援Ａ型	通常の事業所での就労が困難な人に、雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。
就労継続支援Ｂ型	通常の事業所での就労が困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間の入所により入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【住居系サービス】

障がい者の住まいの場を支えるサービス

サービス名	内　　容
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営む住居で、日常生活上必要となる相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【相談支援】

自立した生活を支え、課題解決や障がい者福祉サービスの利用に向けて、ケアマネジメントによる支援

サービス名	内　　容
計画相談支援	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定の後に、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに見直し（モニタリング）、変更等を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、住居の確保や地域における生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	地域で生活している単身の障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時における連絡相談等の支援を行います。

【施策の方向】

施策項目	内　容
日常生活を支えるサービス利用の推進	○ 居宅介護等の訪問系サービスの量の確保や質の向上を進め、サービスの円滑な利用を促進します。 ○ 生活介護や自立訓練、就労継続支援等の日中活動系サービスの量の確保や質の向上を進め、サービスの円滑な利用を促進します。 ○ 共同生活援助や施設入所等の住居系サービスの量の確保や質の向上を進め、サービスの円滑な利用を促進するとともに、地域資源の活用を図ります。 ○ 補装具や日常生活用具給付事業等、障がい者の生活の質の向上が図られるよう適正な支給に努めます。 ○ 地域活動支援センターにおける創作活動や生産活動等、障がい者のニーズに沿った活動の充実を図ります。 ○ 介護者が一時的に介護できない場合など、必要時にサービスが利用できるよう、短期入所や日中一時支援のサービス提供体制の構築に努めます。 ○ 訪問入浴や移動支援は、ニーズを把握し、適切なサービス提供に努めます。 ● 障がいの重度化・重複化や、高齢化に対応する在宅ービスについて、介護保険事業所等の関係機関と連携を図ります。 ● 障がい福祉サービスと介護保険サービスを一体化した、共生型サービスの導入を推進します。
移行支援の充実	○ 障がい者の高齢化・重複化に対応したケアの提供や、介護保険サービスへの移行等、入所者の生活の質の向上を図ります。 ● 相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がい者の退院・退所時の円滑な地域生活への移行を推進します。

※ ●は、重点内容

（３）障がい児支援の充実

【現状と課題】

障がいや発達に遅れのある子どもが、地域で安心していきいきと生活できるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切な療育及び教育と一貫した相談体制の充実が必要です。

障がいの原因となる疾病の早期発見には、妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たします。このことから、妊婦や乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりが重要です。

本市においても、早期発見と早期治療のため、乳幼児健診、１歳６か月健診、３歳児健診などを実施しています。今後も継続して各種健康診査の重要性を啓発するとともに、対象者が一人でも多く受診する働きかけと、近年増加傾向にある発達障がいも含めた乳幼児の障がいに対応していくため、保健師による訪問指導・相談などの更なる母子保健事業の充実が求められます。

本市では、健診等において発達が気になる乳幼児を対象とした「のびっこ教室」や、「ひまわり教室」（児童発達支援）を実施しています。

障がい児支援に関しては、早期に障がいを発見し、療育及び教育の支援を行うことや、障がいの状態、発達段階に応じた環境の整備が重要です。また、教育、保健、福祉等の関係機関の連携も大事です。

また、平成 28 年６月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障がい児支援の提供体制を計画的に構築するための障がい児福祉計画の策定を義務づけられているところです。今後は、より多様化する障がい児支援のニーズに対応するため、これまでの児童発達支援や放課後等デイサービスの通所型のサービスに加え、障がい児等の居宅や保育所を訪問して発達支援を提供する訪問型のサービスの新設や、児童発達支援センターの設置など、障がい児に対する支援の充実について、検討を進めていく必要があります。

【施策の方向】

施策項目	内　容
母子保健活動の推進	○ 安全な分娩と異常の早期発見を目的とした妊婦・乳幼児健康診査の受診率の向上に努めます。 ○ 各種乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、保健師等の訪問による母子保健活動の推進に努めます。
早期療育体制の充実	○ 子育て相談や療育相談の相談窓口の周知を図ります。 ○ 乳幼児健診や県立療育センターの巡回相談のほか、幼稚園、保育所、学校等の訪問により、発達が気になる子どもの情報を収集し早期療育の推進に努めます。 ○ 関係機関が相互の役割を明確にし、対応・協力し連携する相談体制の充実に取り組みます。 ○ 家族とのより良い協働関係が築けるよう、家族の思いに耳を傾け、寄り添い、ともに考える環境づくりに取り組みます。 ○ 障がい児を受け入れる保育所等のバリアフリー化の促進や、障がい児保育の保育所での受入れの促進を図ります。
児童福祉サービスの充実	○ 発達が気になる子どもに対して指導訓練等の支援を行うひまわり教室（児童発達支援）は、ニーズに応じた適切なサービス提供に努めます。 ○ 居宅介護、短期入所、放課後等デイサービス、日中一時支援等の円滑なサービス提供に努めます。 ● 在宅で生活する重度心身障がい児について、短期入所等による在宅生活の支援の充実を図ります。 ● 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を図ります。

ライフステージにあわせた支援機関の連携	○ 幼稚園、こども園、保育所、小・中学校、特別支援学校等、子どもの成長過程で関わる関係機関との連携を推進します。 ○ 発達が気になる子どもの就学先について、本人及び保護者が、教育委員会や学校等と充分話し合って、決定することができるよう、支援機関の連携に努めます。 ● 子どもの成長に伴って、環境や支援者が変わった場合においても、地域で適切な支援を切れ目なく受けることができるよう、気仙版サポートファイル「つむぎ」（教育支援ファイル）の活用を推進します。

※　●は、重点内容

（４）経済的自立の支援

【現状と課題】

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。

この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

また、このほかにも障がい者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、航空機、ＪＲ等の運賃及び有料道路の割引等が行われています。今後もこれらの制度の周知に努めていく必要があります。

【施策の方向】

施策項目	内　容
年金、手当等の制度の周知	○ 年金や各種手当の制度の周知とともに、医療機関との連携を深め、対象者の把握に努めます。 ○ 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の支給事業を継続し、適正な実施に努めます。
関連制度の適切な情報提供	○ 心身障がい者の保護者が死亡または重度障がい者になった時に、障がい者の生活安定を目的として年金を支給する心身障害者扶養共済制度の周知に努め、加入を促進します。 ○ 障がい者に対する医療費自己負担の助成や税の減免等、各種援護制度の周知を図り、経済的自立を支援します。

６　保健・医療

（１）精神保健対策・難病対策の推進

【現状と課題】

社会環境の複雑化、東日本大震災による環境の変化など、様々なストレスが生じ、心の健康が損なわれる要因が増加しており、心の健康づくりを積極的に推進することが大変重要となっています。

本人の認識や周囲の適切な理解があれば症状の軽減や治癒が図られますが、精神科領域そのものへの抵抗や、本人の病気に対する理解が不足していることにより、早期対応、早期治療に結びつかない現状があります。

今後は、保健所等の関係機関と連携しながら、気軽に相談できる体制の充実と、心の健康づくりについての普及・啓発、精神疾患に対する偏見をなくす取組が求められています。

本市では、これまで、「ゲートキーパー※養成講座」を開催し、地域住民による見守りの強化や、医療機関、保健所、社会福祉協議会、大船渡地域こころのケアセンター、被災者支援団体等で構成する「大船渡市心の健康づくり推進連絡会」において、精神保健福祉に関するネットワークの充実に努めてきました。

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に限定されていましたが、平成 25 年４月に施行された障害者総合支援法において、130 疾病の難病患者が対象として加えられました。平成 27 年７月には、332 疾病に拡大され、平成 29 年４月からは、更に 358 疾病に拡大されています。治療法が確立されていない難病は、療養が長期にわたるため、患者本人だけでなく、その家族も生活面や精神面に様々な悩みを抱えて生活しています。そのため、患者本人や家族の状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、関係機関との連携、ネットワークの充実が求められています。

※「ゲートキーパー」

ゲートキーパーとは、「自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人」で、「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

【施策の方向】

施策項目	内　容
適切な医療の確保	○ 精神障がい者に対し、適切な医療及び相談の機会が提供できるよう保健所等関係機関と連携を図ります。 ○ 在宅の精神障がい者への自立支援医療（精神通院）制度の普及を図り、精神障がい者が継続して通院できるよう支援します。
相談体制の充実	○ 精神障がい者や家族のニーズに対応した相談体制の整備に努めます。 ○ ゲートキーパー養成講座の受講者と連携し、相談窓口の周知を推進します。 ○ 心の相談窓口（市役所地域福祉課、保健所、地域活動支援センター等）の周知を図ります。 ● 大船渡市心の健康づくり推進連絡会によるネットワークの強化に努めます。
心の健康づくりの推進	○ 医療機関や関係機関等と連携し、精神疾患等の早期発見・早期治療ができる体制づくりを推進します。 ● 地域での健康教室や市民向け講演会等において、心の病気や精神障がいに関する正しい理解の促進を図ります。 ● 自殺対策計画を策定し、心の健康づくり事業を推進します。 ● 心のケアが必要な被災者に、大船渡地域こころのケアセンターや保健所等の関係機関と連携し、支援します。
啓発活動の推進	● 広報や健康関連事業等を通じ、高次脳機能障がい、発達障がい、精神障がいや難病患者等、多様な障がいについての理解の促進に努めます。

難病患者支援の充実	○ 保健所等と連携し、難病患者の日常生活における相談支援や家族支援に取り組みます。 ○ 病状の変化や進行に配慮した円滑な障がい福祉サービス等の提供に努めます。

※ ●は、重点内容

（２）医療・リハビリテーションの充実

【現状と課題】

障がい者にとって、医療やリハビリテーションの充実は、病気の治癒以外にも、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加、自立した生活を送る基礎をつくる上で、大変重要です。

アンケート調査によると、今後、行政に対して力を入れてほしいことをたずねたところ、「保健・医療・福祉サービスの充実」が、全体の 50.４％と最も多く回答しています。定期的に医学的管理を必要とする障がい者の増加や、疾病や障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がい者の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

また、近年では高齢化社会の進展、ストレスに起因する精神疾患が増加していることから、治療だけでなくリハビリテーションの重要性が増しています。

在宅生活でのリハビリテーションについては、地域のかかりつけ医や障がい者施設、介護保険施設など保健・医療・福祉分野の多様な施設で実施されており、これらのサービスが継続的に提供できる仕組みが必要となります。

高齢化が進む中、障がいの重度化・重複化の予防とともに、障がい者が身近な地域で一人ひとりのニーズに合った医療・リハビリテーションを受けられるように情報の提供と、保健・医療・福祉など、様々な関係機関と連携し、一貫した支援体制の構築が求められています。

○今後行政に力を入れてほしいこと

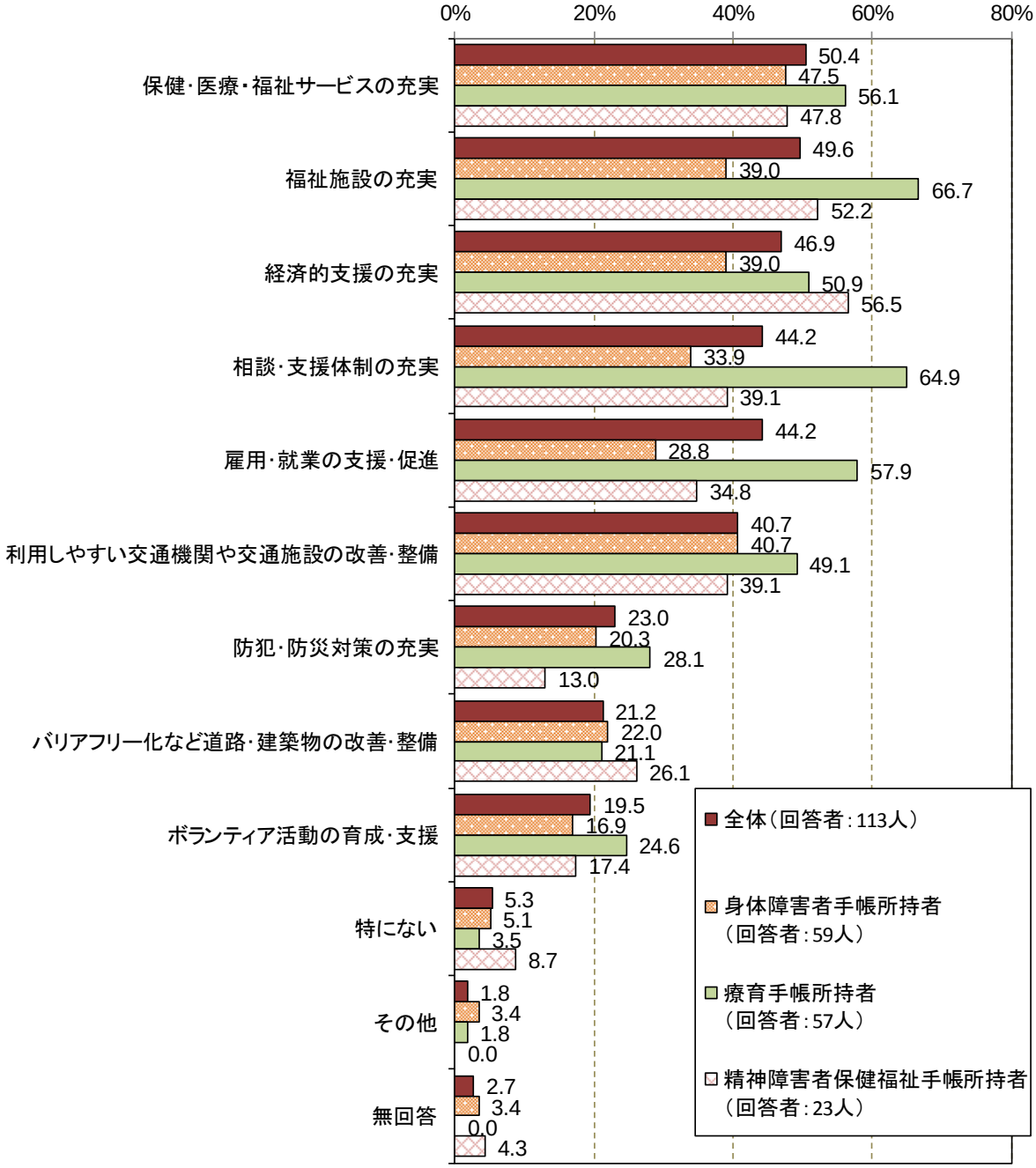

【施策の方向】

施策項目	内　容
障がい者に対する医療体制の充実	○ 病院・診療所の連携と適切な機能分担により、症状に応じた適切な医療サービスを推進します。 ○ 身体障がい者の障がいの除去及び軽減を目的として、自立支援医療制度（更生医療）や、重度心身障害者医療費給付事業の周知及び利用促進に努めます。 ○ 県立大船渡病院の機能の充実及び救命救急医療体制の整備を働きかけます。 ○ 保健・医療・福祉等の各分野が緊密に連携し、障がい者や難病患者に対して適切なサービスが提供できる体制の整備に努めます。
障がい者に対するリハビリテーションの推進	○ 身体障がい者療護施設、生活介護事業所、医療機関及び各種相談機関の連携により、障がい者が身近な地域でリハビリテーションを行える体制を検討します。 ○ 介護保険事業との連携により、心身機能の維持向上、高齢化等による障がいの重症化・重複化の予防に取り組みます。

7　雇用・就業

（１）雇用の場の拡大・促進

【現状と課題】

障がい者が地域で暮らし、自立した生活をしていくためには、様々な組織が連携し、障がい者の就労を支援していくことが重要です。一般企業への就労だけではなく、就労意欲を持つ障がい者がその適性と能力に応じて就労できるように、多様な就労の場の確保が課題となっています。

「障害者雇用促進法」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者及び知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けており、平成 30 年度からは精神障がい者についても法定雇用率の算定基礎に加えることが決まっています。これに伴い、法定雇用率についても、民間企業では現行の 2.0%が 2.2%に、国及び地方公共団体では、現行の 2.3%が 2.5%となり、さらに平成 33 年４月までにそれぞれさらに 0.1%引き上げとなります。

また、平成 25 年６月の改正により、雇用の分野において、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障がい者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されることになりました。

平成 29 年６月時点で、大船渡公共職業安定所管内（大船渡市・陸前高田市・住田町）に本社を置く企業 37 社うち、64.9%にあたる 24 社が法定雇用率を達成しています。

これまで以上に、障がい者雇用の促進と定着を図るため、障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金及び援助制度、あるいは税制上の優遇措置についての周知に努め、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実し、障がいのある人の職場定着の向上に努める必要があります。

福祉的就労については、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、訓練を受ける場、働く場として重要な役割を果たしています。平成 25 年４月に、「障害者優先調達推進法」が施行され、本市においても「大船渡市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」で、市の実施する事務事業について調達目標を定め、障がい者就労支援施設等から、学校給食での食材、公園トイレの清掃、看板作製等の優先調達を行っており、平成 28 年度の調達実績は約 152 万円となっています。

○今後、収入を得る仕事がしたいか

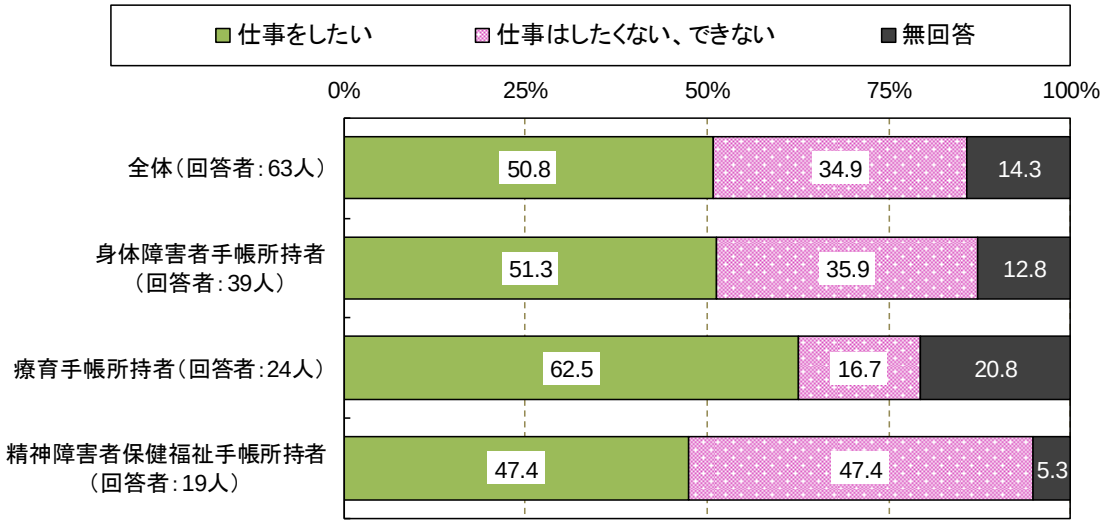

【施策の方向】

施策項目	内　容
雇用の促進	○ 障害者雇用促進法に基づき、雇用における障がい者に対する差別の禁止や、職場での合理的配慮の提供義務の周知を図り、均等な機会の確保や待遇改善を促進します。 ○ ９月の「障害者雇用支援月間」等を通じて、障がい者雇用の理解の促進を図ります。 ○ 障がい者就職相談会を気仙障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所と開催し、就職へつながる取組を推進します。 ○ トライアル雇用制度※や障がい者を雇用するための環境設備等に関する各種助成金制度の周知を図り、長期雇用につながるよう支援します。 ○ 職場実習への協力等、就労につながる支援に努めます。
相談支援体制の充実	○ 就労移行事業所、気仙障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所、学校、医療機関などの関係機関と連携を図り、就業及び生活の一体的な相談支援に努めます。

福祉的就労の充実	○ 就労移行支援施設等の福祉的就労を通じて、一般就労への意欲を高めるとともに、一人ひとりの状態等に応じた支援に努めます。 ○ 気仙地域障がい者自立支援協議会就労部会による研修会等で、雇用の促進や就労支援について検討を進めます。 ● 就労継続支援事業所等の利用者の工賃の増額に向けて、県や事業所との連携に努めます。 ● 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障がい者就労施設からの物品等の調達方針を定め、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。 ● 障がい者就労施設の物品販売の場の提供に努めます。

※ ●は、重点内容

※トライアル雇用制度

公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって、特定の労働者を短期間（最大３カ月）の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度のことです。

（２）職業能力の開発・育成

【現状と課題】

働くことを望んでいる人の誰もが就業の機会を保障されなければなりません。障がい者が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、障がい者が地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。

障がい者の就労を推進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。障がい者の一般就労や職業的自立を促進するため、障がい者のための職業訓練に関する情報提供のほか、岩手障害者職業センターや公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労に対する不安解消に努めるとともに、障がい者の能力や障がいの種類や程度に応じた職業リハビリテーション等の機会を拡充するなど、訓練や就労のための総合支援が求められています。

障がい者の職場適応や定着のためには、障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるなど、企業・事業主の理解が必要です。また、障がい者は就労先において様々な問題を抱えていることが少なくありません。障がい者の就職後の悩みに関する相談にのり、職場環境の改善等につなげていくことが、職場への定着率を高めていくために重要となります。

アンケート調査によると、障がい者の就労支援として必要だと思うことをたずねたところ、全体の回答で、「職場の障がい者への理解」が 53.1%、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 45.1%となっています。

このように、障がい者雇用の促進のためには、一人ひとりの能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がい者の雇用機会の拡大を図っていく必要があります。

○障がい者の就労支援として必要だと思うこと

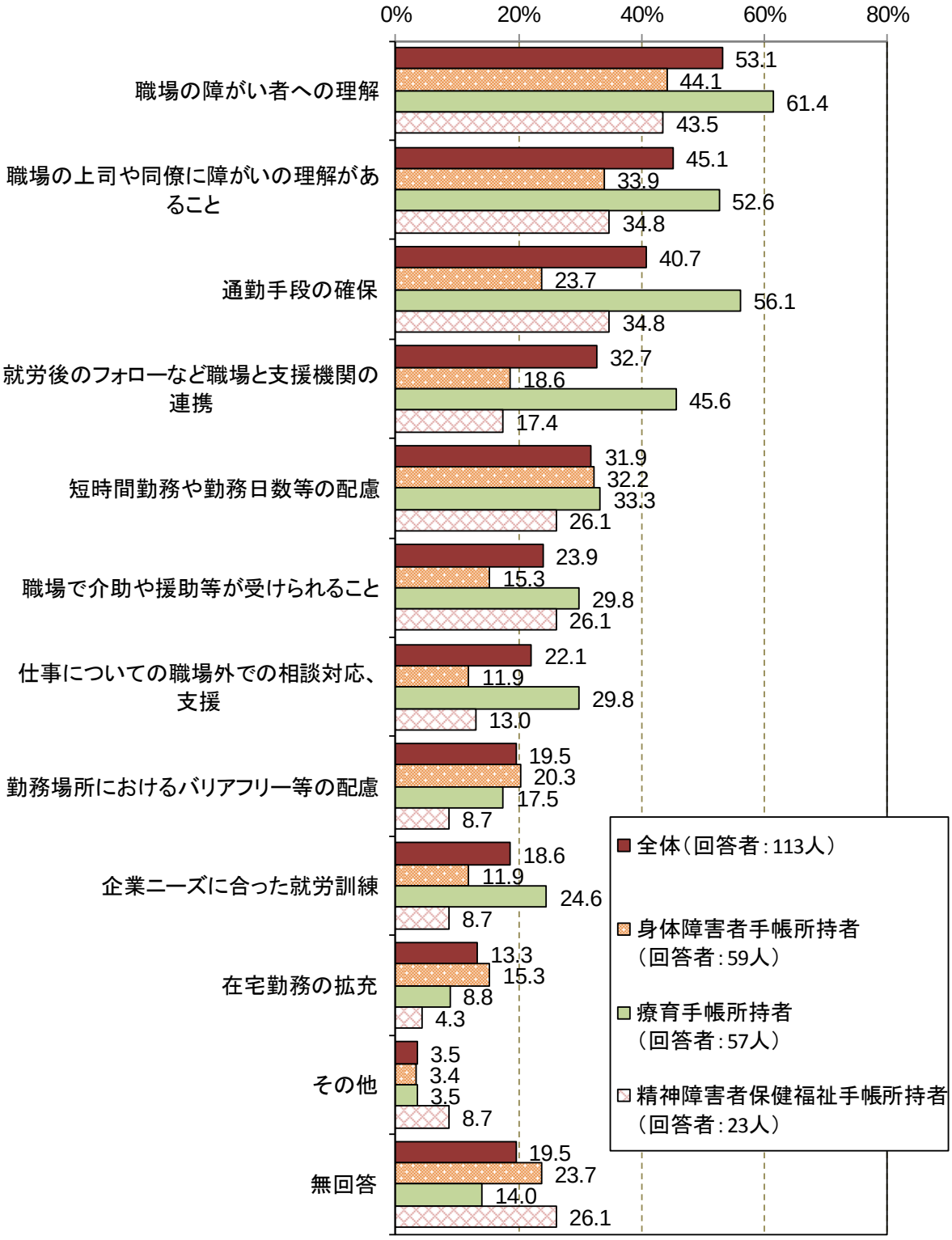

【施策の方向】

施策項目	内　容
就労環境の整備促進	○ 障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。
就労定着支援の充実	○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）制度※の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の就労定着を促進します。
職業訓練の充実	○ 障がい者の障害程度、ニーズ等を十分に踏まえ、障がいのない人と一緒に訓練を受講できる障がい者については、一般の公共職業訓練施設への入所を支援します。 ○ 障がい者職業能力開発校等の紹介を行い、能力開発を支援します。

※職場適応援助者（ジョブコーチ）制度

就業後の障がい者と企業の双方支援による雇用定着を目指し、障がいのある人と企業の双方をサポートする支援者（ジョブコーチ）を職場へ派遣する制度のことです。

８　教育

（１）インクルーシブ教育システム※の推進

【現状と課題】

障がい児が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援するためには、合理的配慮を含む必要な支援のもと、年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることのできる「インクルーシブ教育システム」を推進していく必要があります。

インクルーシブ教育システムの推進にあたっては、障がいのない児童・生徒と同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズの合致する指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

平成29年度の本市の特別支援学級数は、小学校で20学級、中学校で11学級、在籍児童・生徒数は55人となっています。また、特別支援学校の在籍児童・生徒数は48人となっています。

ワークショップにおいても、「障がいのある子も普通学校で受け入れる体制があれば」といった意見がありました。

本人やその保護者が望む教育を妨げる要因をできる限り取り除くことで、より多くの選択肢を確保できるよう努める必要があります。

本市においても、「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、全ての子どもたちが共に学び、本人やその保護者が望む教育を妨げる要因をできる限り取り除き、より多くの選択肢を確保するとともに、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

※「インクルーシブ教育システム」

障害者の権利に関する条約第24条では、インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

【施策の方向】

施策項目	内　容
インクルーシブ教育システムの推進	○ 障がいのある児童・生徒も、障がいのない児童・生徒も共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進します。
就学相談・指導の充実	○ 就学相談においては、児童・生徒の実態を的確に把握し、保護者の意向を考慮しながら、親身な相談に応じられるよう努めます。 ○ 就学指導委員会の充実と効果的な運営に努めます。
関係機関との連携強化	○ 発達が気になる子どもとその保護者に対し、必要な支援を行うとともに、情報共有の体制づくりを推進します。
小・中学校児童・生徒との交流の促進	○ 障がい児への正しい理解と認識を深めるため、小・中学校の児童・生徒との交流や障がいに関する教育を積極的に支援します。
地域との交流促進	○ 特別支援学校に通う児童・生徒への正しい理解と認識を深めるために、運動会や文化祭等の行事を周知し、交流の推進に努めます。 ○ 地域の行事に障がい児が参加しやすい環境づくりに努めます。

（２）教育環境の整備

【現状と課題】

障がい児教育の大きな目的は、将来、社会的に自立していきいきと生活するための、基礎・基本を身につけることです。そのため、障がい児一人ひとりの障がいの状況に合わせた、きめ細かい指導が必要であり、個人の持つ可能性を引き出すことのできる環境の整備が重要です。

障害者基本法では、障がいのある児童・生徒が、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮し教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされています。

本市では、平成 20 年度から、通常の学級において発達障がいを含め特別な教育的指導を必要とする児童・生徒に、学習適応状況に応じたきめ細やかな対応、指導を実施することを目的として、市内の小・中学校に「特別支援教育支援員」を配置しています。

発達障がいのある児童・生徒や、障がいの重度・重複化、多様化に対応した支援が求められており、教職員や保育士等の資質や専門性の向上、障がいのある児童・生徒やその保護者に対して行う相談や支援の充実を図る必要があります。

今後も、障がいの有無に関わらず、児童・生徒が共に育ち、共に地域の一員としての生活を送ることができるよう学校教育の実現を目指し、特別支援教育の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

施策項目	内　容
早期からの教育支援及び進路指導体制の充実	○ 障がいのある児童・生徒それぞれのライフステージに合わせた教育支援を行います。 ○ 障がいのある児童・生徒の適正な把握に努め、学校選択の指導等による適正な就学の推進を図ります。
障がいに応じた適切な教育の実施	○ 特別支援学校や専門機関と連携しながら、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）、学習障がい（ＬＤ）等の発達障がいのある児童・生徒等に対して、適切な指導に努めます。
特別支援学級施設・設備の整備	○ 障がいのある児童・生徒数等に応じた、小・中学校特別支援学級の適正な設置を県に働きかけるとともに、設備の整備に努めます。
担当教員の資質の向上	○ 特別支援教育担当職員の指導力の向上を図ります。
進路相談の充実	○ 障がいの程度等に応じた、適切な進学、就職等の進路相談に努めます。

（３）生涯学習の促進

【現状と課題】

市民一人ひとりが生きがいのある人生を築き、活力ある地域社会を形成していくためには、生涯にわたって主体的、継続的に学習することができる環境をつくっていくことが必要です。

これまで障がい者に対しては、学校を卒業するまでは特別支援学校をはじめとする学校教育施策によって、学校を卒業してからは福祉施策や労働施策によって、それぞれ支援を行ってきましたが、今後は、障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて様々な学習の機会に親しむことができるよう、教育施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要です。

各種生涯学習の学級や講座等に関する情報提供に努めるとともに、録音図書の貸し出しや拡大読書器の設置、図書配送サービスなどの充実と、生涯学習活動の成果発表の場をつくるなど、誰もが参加しやすい生涯学習の環境づくりを推進する必要があります。

本市では、生涯学習に関する情報を調査し、市ホームページや広報紙等で情報提供してきました。また、活動実践者やグループの紹介などを通じて、生涯学習活動の支援を行ってきました。

今後も、様々な生涯学習の指導者の育成を図るとともに、障がいのある人もない人も、ともに生涯学習を通じた、地域住民との交流や余暇の充実などが求められています。

【施策の方向】

施策項目	内　容
障がい者が活用できる生涯学習施設の整備	○ 障がい者が生涯学習活動に参加できるよう、市民文化会館・図書館・カメリアホール・三陸公民館・博物館・市民体育館等の生涯学習施設について、障がい者に配慮した整備に努めるとともに、利用しやすいよう工夫を図ります。 ○ 図書館での拡大図書器の貸与、博物館での点字リーフレットの貸与等、生涯学習施設での視覚障がい者の学習のための配慮に努めます。
情報提供と生涯学習活動の支援	○ 生涯学習に関して様々な媒体による情報提供に努めます。 ○ 市民講座、生きがいセミナー、生涯学習に関する各種講座等について、障がい者が参加しやすいように配慮します。 ○ 視覚障がい者、長期療養者等を対象として、教育・娯楽、その他の情報を録音テープやＣＤに収録し、貸出を行う「声の福祉図書館」事業を継続します。 ○ かもしか号による移動図書館を継続します。

９　文化芸術・スポーツ活動

（１）文化芸術活動、スポーツの振興

【現状と課題】

障がい者が文化活動やスポーツ、レクリエーション活動に参加することは、障がい者に社会参加や生きがいのある豊かな生活をもたらすほか、健康増進やリハビリテーション効果、さらには地域社会の人々との交流を深め、障がい者への理解を得る大切な機会にもなります。

今後も、障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽に文化芸術活動、スポーツ活動、レクリエーション活動等に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報を行っていく必要があります。

また、重度の障がい者の場合、介助者なしに文化芸術活動や、スポーツに取り組むことは困難な場合があり、個別の力で介助者を確保することは限界があります。

県では、障がい者が自らの可能性を見出すとともに、障がいや障がい者に対する理解の促進を図り、障がい者の自立と社会参加を推進することを目的に、毎年「岩手県障がい者スポーツ大会」を開催しています。

本市においては、大会に関する情報提供や、大会当日の選手の引率等を行い、障がい者のスポーツ活動を支援しています。

また、文化活動については、毎年「障がい者作品展」を開催し、文化芸術活動の発表の場を設け、地域の人々との交流を深め、障がい者への理解を図っています。

障がい者がどのような文化・スポーツ活動をし、どのような支援を必要としているか把握し、障がい者のニーズに応じた支援を継続していく必要があります。

【施策の方向】

施策項目	内　容
芸術文化活動への参加促進	○ 芸術文化活動への障がい者の参加を促進します。 ○ 芸術文化活動において、障がい者の参加を容易にするため、手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣、点字による資料の作成等を支援します。
芸術文化活動の支援	○ 気仙地区障がい者作品展の開催を継続し、障がい者の芸術文化活動を支援します。 ○ 障がい者の創作的活動の場である地域活動支援センターの活動を支援します。 ○ 岩手県障がい者文化芸術祭への参加を支援します。
スポーツの振興	○「岩手県障がい者スポーツ大会」の参加を促進します。 ○ 各種団体が行うスポーツ大会や交流活動等を支援します。 ○ 気仙地区障がい者スポーツ交流会の開催を継続し、障がい者がスポーツに親しめる機会の創出に努めます。 ○ ボッチャなどの障がい者スポーツの普及に努めます。
レクリエーションの充実及び活動の支援	○ レクリエーション機会の拡充を図るとともに、障がい者による自主的なレクリエーション活動を支援します。 ○ 「太陽の子等の集い」等、障がい者が参加できるレクリエーションの場の創出に努めます。 ○ 各種ボランティア団体が行う自主活動を支援し、障がい者の交流活動の促進を図ります。

第５章　計画の進行管理

第５章　計画の進行管理

１　計画の推進

本計画の推進にあたっては、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など、様々な分野が関連しています。そのため、庁内関係課はもとより、気仙地域障がい者自立支援協議会を軸とした幅広い分野における関係機関や関係団体と連携を強化し、一人ひとりの障がい特性やライフステージに応じた総合的継続的な支援を推進します。

２　計画の点検評価

（１）計画の進行管理方法

本計画の進行管理にあたっては、「障がい福祉計画（実施計画）」の見直しの際、３年ごとに実施する、障がい者を対象とした福祉に関するアンケート等を活用し、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）の手法を用いて、定期的に進行状況を管理・評価し、計画の推進に取り組みます。

【計画のＰＤＣＡサイクル】

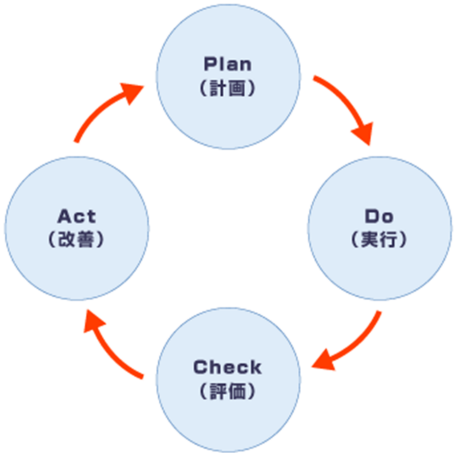

（２）評価の指標

本計画は、障がい者の生活全般に係る幅広い分野の施策を総合的に推進する計画であることから、次の評価指標を設定し、その状況を把握しながら計画の進捗状況を確認します。

■進捗状況を測るための指標

項　　目	実績 （平成 29 年度）	目標 （平成 35 年度）
福祉に関するアンケート調査において、安心して生活できる環境が整っているで「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	26.6%	30.0%
福祉に関するアンケート調査において、災害時に困ることで「特にない」と回答した人の割合	9.7%	15.0%
福祉に関するアンケート調査において、差別や嫌な思いをしたことが「ない」と回答した人の割合	30.1%	35.0%
福祉に関するアンケート調査において、成年後見制度について「名前も内容も知っている」と回答した人の割合	14.2%	20.0%
福祉に関するアンケート調査において、「収入を得て仕事をしている」と回答した人の割合	18.6%	20.0%
気仙地区の障がい者就労支援事業所の平均工賃額（月額）	※25,901 円	現在より上昇
障がい者が参加する各種交流事業の開催・協力回数	５	６

※ 平均工賃額は平成 28 年度実績

資　料　編

1　アンケート調査結果

■目的

障がい者福祉に対するニーズや問題点の把握及びその結果を計画内容に反映することを目的に、身体、知的、精神の障がいのある人を対象にアンケート調査を実施しました。

■調査実施時期

平成 29 年 9 月～10 月

■調査方法

郵送による配布・回収

■調査対象と配布・回収の状況

調査対象	配布件数	回収件数【率】
●障がい等がある方 ・大船渡市に住所を置き、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方 ・岩手県立気仙光陵支援学校の児童・生徒（小・中・高等部）または保護者 ・ひまわり教室（児童発達支援）登録児の保護者	250 件 （無作為抽出）	113件 【45.2%】

問１　調査表記入者

設問選択肢等	回答数	割合(%)
本人	45	39.8
本人の家族	49	43.4
家族以外の介護者･支援者等	0	0.0
無回答	19	16.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問２　年齢

設問選択肢等	回答数	割合(%)
0～9歳	7	6.2
10～19歳	22	19.5
20～29歳	17	15.0
30～39歳	5	4.4
40～49歳	19	16.8
50～59歳	24	21.2
60歳以上	15	13.3
無回答	4	3.5
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問３　性別

設問選択肢等	回答数	割合(%)
男性	62	54.9
女性	49	43.4
無回答	2	1.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問４　住んでいる地区

設問選択肢等	回答数	割合(%)
末崎地区	18	15.9
大船渡地区	27	23.9
盛地区	5	4.4
猪川地区	13	11.5
日頃市地区	3	2.7
立根地区	14	12.4
赤崎地区	8	7.1
蛸ノ浦地区	0	0.0
綾里地区	9	8.0
越喜来地区	9	8.0
吉浜地区	4	3.5
無回答	3	2.7
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問５　一緒に暮らしている人

設問選択肢等	回答数	割合(%)
父母･祖父母･兄弟	82	72.6
配偶者(夫または妻)	22	19.5
子ども	14	12.4
その他	2	1.8
いない（一人で暮らしている）	11	9.7
無回答	2	1.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問６　介助してくれる人

設問選択肢等	回答数	割合(%)
父母･祖父母･兄弟	56	49.6
配偶者(夫または妻)	10	8.8
子ども	4	3.5
ホームヘルパーや施設の職員	14	12.4
その他の人（ボランティア等）	0	0.0
介助を受けていない	33	29.2
無回答	9	8.0
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問７①　介助してくれる人の年齢

設問選択肢等	回答数	割合(%)
20～29歳	4	5.9
30～39歳	4	5.9
40～49歳	12	17.6
50～59歳	20	29.4
60～69歳	12	17.6
70～79歳	9	13.2
80歳以上	5	7.4
無回答	2	2.9
N　(%ﾍﾞｰｽ)	68	100

問７②　介助者の性別

設問選択肢等	回答数	割合(%)
男性	11	16.2
女性	56	82.4
無回答	1	1.5
N　(%ﾍﾞｰｽ)	68	100

問８　身体障害者手帳の等級

設問選択肢等	回答数	割合(%)
１級	27	23.9
２級	13	11.5
３級	7	6.2
４級	10	8.8
５級	1	0.9
６級	1	0.9
持っていない	46	40.7
無回答	8	7.1
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問９　主な障害

設問選択肢等	回答数	割合(%)
視覚障害	5	7.5
聴覚障害	1	1.5
音声･言語・そしゃく機能障害	6	9.0
肢体不自由（上肢）	14	20.9
肢体不自由（下肢）	11	16.4
肢体不自由（体幹）	2	3.0
内部障害（１～６以外）	15	22.4
無回答	13	19.4
N　(%ﾍﾞｰｽ)	67	100

問10　療育手帳の判定

設問選択肢等	回答数	割合(%)
Ａ判定	22	19.5
Ｂ判定	35	31.0
持っていない	47	41.6
無回答	9	8.0
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問11　精神障害者保健福祉手帳所持者の等級

設問選択肢等	回答数	割合(%)
１級	11	9.7
２級	12	10.6
３級	0	0.0
持っていない	81	71.7
無回答	9	8.0
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問12　難病の認定を受けているか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
受けている	13	11.5
受けていない	94	83.2
無回答	6	5.3
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問13　発達障害として診断されたことがあるか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
診断されたことがある	32	28.3
診断されたことがない	68	60.2
無回答	13	11.5
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問14　高次脳機能障害として診断されたことがあるか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
診断されたことがある	3	2.7
診断されたことがない	102	90.3
無回答	8	7.1
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問15　現在どのように暮らしているか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
一人で暮らしている	7	6.2
家族と暮らしている	100	88.5
グループホームで暮らしている	3	2.7
福祉施設（障害者入所施設、高齢者入所施設）で暮らしている	1	0.9
病院に入院している	2	1.8
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問16　将来どこで生活したいか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
今のままの生活をしたい	43	38.1
グループホームなどを利用したい	17	15.0
家族と一緒に生活したい	37	32.7
一般の住宅で独り暮らしをしたい	7	6.2
その他	8	7.1
無回答	1	0.9
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問17　住んでいる地域で生活するためにあればよいと思う支援

設問選択肢等	回答数	割合(%)
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	20	17.7
障がい者に適した住居の確保	25	22.1
必要な在宅サービスが適切に利用できること	37	32.7
生活訓練等の充実	29	25.7
経済的な負担の軽減	64	56.6
相談対応等の充実	45	39.8
地域住民等の理解	37	32.7
その他	9	8.0
無回答	6	5.3
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問18　１週間の外出の頻度

設問選択肢等	回答数	割合(%)
毎日外出する	57	50.4
１週間に数回外出する	39	34.5
めったに外出しない	9	8.0
まったく外出しない	6	5.3
無回答	2	1.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問19　外出する目的

設問選択肢等	回答数	割合(%)
通勤・通学・通所	69	61.1
訓練やリハビリに行く	10	8.8
医療機関への受診	59	52.2
買い物に行く	74	65.5
友人・知人に会う	21	18.6
趣味やスポーツをする	16	14.2
グループ活動に参加する	10	8.8
散歩に行く	22	19.5
その他	4	3.5
無回答	2	1.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問20　外出時に困ること

設問選択肢等	回答数	割合(%)
公共交通機関が少ない（ない）	34	30.1
列車やバスの乗り降りが困難	14	12.4
道路や駅に階段や段差が多い	16	14.2
切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくい	16	14.2
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	19	16.8
介助者が確保できない	12	10.6
外出にお金がかかる	33	29.2
周囲の目が気になる	18	15.9
発作など突然の身体の変化が心配	15	13.3
困った時にどうすればいいのか心配	35	31.0
その他	17	15.0
無回答	19	16.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問21　平日の日中の過ごし方

設問選択肢等	回答数	割合(%)
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	21	18.6
専業主婦（主夫）をしている	6	5.3
障がい福祉施設、作業所などに通っている	26	23.0
介護保険施設などに通っている（デイサービス、小規模多機能施設など）	6	5.3
病院などのデイケア・リハビリテーションに通っている	3	2.7
入所している施設や病院等で過ごしている	4	3.5
自宅で過ごしている	24	21.2
特別支援学校（小中高等部）に通っている	27	23.9
一般の高校、小中学校に通っている	1	0.9
幼稚園、保育所に通っている	0	0.0
障害児通園施設などに通っている	0	0.0
その他	2	1.8
無回答	0	0.0
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問22　今後、収入を得る仕事をしたいか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
仕事をしたい	32	50.8
仕事はしたくない、できない	22	34.9
無回答	9	14.3
N　(%ﾍﾞｰｽ)	63	100

問23　障がい者の就労支援として必要だと思うこと

設問選択肢等	回答数	割合(%)
通勤手段の確保	46	40.7
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	22	19.5
短時間勤務や勤務日数等の配慮	36	31.9
在宅勤務の拡充	15	13.3
職場の障がい者への理解	60	53.1
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	51	45.1
職場で介助や援助等が受けられること	27	23.9
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	37	32.7
企業ニーズに合った就労訓練	21	18.6
仕事についての職場外での相談対応、支援	25	22.1
その他	4	3.5
無回答	22	19.5
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24①　障がい者サービスの利用状況（居宅介護(ホームヘルプ)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	6	5.3
利用していない	96	85.0
無回答	11	9.7
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24②　障がい者サービスの利用状況（重度訪問介護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	1	0.9
利用していない	94	83.2
無回答	18	15.9
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24③　障がい者サービスの利用状況（同行援護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	0	0.0
利用していない	90	79.6
無回答	23	20.4
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24④　障がい者サービスの利用状況（行動援護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	3	2.7
利用していない	94	83.2
無回答	16	14.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑤　障がい者サービスの利用状況（生活介護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	16	14.2
利用していない	83	73.5
無回答	14	12.4
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑥　障がい者サービスの利用状況（自立訓練(機能訓練、生活訓練)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	1	0.9
利用していない	95	84.1
無回答	17	15.0
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑦　障がい者サービスの利用状況（就労移行支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	5	4.4
利用していない	91	80.5
無回答	17	15.0
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑧　障がい者サービスの利用状況（就労継続支援(A型、B型)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	21	18.6
利用していない	76	67.3
無回答	16	14.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑨　障がい者サービスの利用状況（療養介護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	2	1.8
利用していない	95	84.1
無回答	16	14.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑩　障がい者サービスの利用状況（短期入所(ショートステイ)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	3	2.7
利用していない	97	85.8
無回答	13	11.5
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑪　障がい者サービスの利用状況（共同生活援助(グループホーム)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	3	2.7
利用していない	94	83.2
無回答	16	14.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑫　障がい者サービスの利用状況（施設入所支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	3	2.7
利用していない	95	84.1
無回答	15	13.3
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑬　障がい者サービスの利用状況（相談支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	44	38.9
利用していない	57	50.4
無回答	12	10.6
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑭　障がい者サービスの利用状況（日中一時支援事業）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	25	22.1
利用していない	76	67.3
無回答	12	10.6
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑮　障がい者サービスの利用状況（訪問入浴サービス事業）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	1	0.9
利用していない	97	85.8
無回答	15	13.3
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑯　障がい者サービスの利用状況（移動支援事業）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	3	2.7
利用していない	97	85.8
無回答	13	11.5
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑰　障がい者サービスの利用状況（地域活動支援センター）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	6	5.3
利用していない	91	80.5
無回答	16	14.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24①　障がい児サービスの利用状況（児童発達支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	2	1.8
利用していない	89	78.8
無回答	22	19.5
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24②　障がい児サービスの利用状況（放課後等デイサービス）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	18	15.9
利用していない	73	64.6
無回答	22	19.5
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24③　障がい児サービスの利用状況（福祉型児童入所支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	0	0.0
利用していない	87	77.0
無回答	26	23.0
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24④　障がい児サービスの利用状況（医療型児童入所支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用している	1	0.9
利用していない	88	77.9
無回答	24	21.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24①　障がい者サービスの利用希望（居宅介護(ホームヘルプ)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	25	22.1
利用しない	73	64.6
無回答	15	13.3
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24②　障がい者サービスの利用希望（重度訪問介護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	19	16.8
利用しない	75	66.4
無回答	19	16.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24③　障がい者サービスの利用希望（同行援護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	12	10.6
利用しない	77	68.1
無回答	24	21.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24④　障がい者サービスの利用希望（行動援護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	36	31.9
利用しない	61	54.0
無回答	16	14.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑤　障がい者サービスの利用希望（生活介護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	26	23.0
利用しない	66	58.4
無回答	21	18.6
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑥　障がい者サービスの利用希望（自立訓練(機能訓練、生活訓練)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	33	29.2
利用しない	61	54.0
無回答	19	16.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑦　障がい者サービスの利用希望（就労移行支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	25	22.1
利用しない	70	61.9
無回答	18	15.9
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑧　障がい者サービスの利用希望（就労継続支援(A型、B型)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	45	39.8
利用しない	52	46.0
無回答	16	14.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑨　障がい者サービスの利用希望（療養介護）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	12	10.6
利用しない	81	71.7
無回答	20	17.7
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑩　障がい者サービスの利用希望（短期入所(ショートステイ)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	30	26.5
利用しない	64	56.6
無回答	19	16.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑪　障がい者サービスの利用希望（共同生活援助(グループホーム)）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	21	18.6
利用しない	71	62.8
無回答	21	18.6
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑫　障がい者サービスの利用希望（施設入所支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	21	18.6
利用しない	72	63.7
無回答	20	17.7
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑬　障がい者サービスの利用希望（相談支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	63	55.8
利用しない	32	28.3
無回答	18	15.9
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑭　障がい者サービスの利用希望（日中一時支援事業）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	32	28.3
利用しない	60	53.1
無回答	21	18.6
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑮　障がい者サービスの利用希望（訪問入浴サービス事業）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	8	7.1
利用しない	84	74.3
無回答	21	18.6
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑯　障がい者サービスの利用希望（移動支援事業）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	24	21.2
利用しない	67	59.3
無回答	22	19.5
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24⑰　障がい者サービスの利用希望（地域活動支援センター）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	34	30.1
利用しない	54	47.8
無回答	25	22.1
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24①　障がい児サービスの利用希望（児童発達支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	7	6.2
利用しない	77	68.1
無回答	29	25.7
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24②　障がい児サービスの利用希望（放課後等デイサービス）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	20	17.7
利用しない	65	57.5
無回答	28	24.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24③　障がい児サービスの利用希望（福祉型児童入所支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	9	8.0
利用しない	75	66.4
無回答	29	25.7
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問24④　障がい児サービスの利用希望（医療型児童入所支援）

設問選択肢等	回答数	割合(%)
利用したい	8	7.1
利用しない	76	67.3
無回答	29	25.7
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問25　悩みや困ったことの相談相手

設問選択肢等	回答数	割合(%)
家族や親せき	84	74.3
友人・知人	31	27.4
近所の人	3	2.7
職場の上司や同僚	16	14.2
施設の指導員など	21	18.6
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	3	2.7
障害者団体や家族会	3	2.7
かかりつけの医師や看護師	29	25.7
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	7	6.2
民生委員・児童委員	2	1.8
障がい者相談員	15	13.3
保育園や幼稚園、学校の先生	19	16.8
相談支援事業所などの民間の相談窓口	16	14.2
市役所等の相談窓口	5	4.4
その他	7	6.2
無回答	7	6.2
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問26　障がいや福祉サービスに関する情報の入手先

設問選択肢等	回答数	割合(%)
新聞の記事、テレビやラジオ	32	28.3
市役所等の広報誌	38	33.6
インターネット	16	14.2
家族や親せき	27	23.9
友人・知人	20	17.7
施設職員	33	29.2
障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）	11	9.7
かかりつけの医師や看護師	13	11.5
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	8	7.1
民生委員・児童委員	1	0.9
保育園や幼稚園、学校の先生	18	15.9
相談支援事業所などの民間の相談窓口	14	12.4
市役所等の相談窓口	8	7.1
その他	4	3.5
無回答	8	7.1
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問27　障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
ある	37	32.7
少しある	34	30.1
ない	34	30.1
無回答	8	7.1
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問28　差別や嫌な思いをした場所

設問選択肢等	回答数	割合(%)
学校･仕事場	30	42.3
仕事を探すとき	7	9.9
外出先	29	40.8
住んでいる地域	18	25.4
病院などの医療機関	11	15.5
その他	7	9.9
無回答	1	1.4
N　(%ﾍﾞｰｽ)	71	100

問29　成年後見制度について知っているか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
名前も内容も知っている	16	14.2
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	45	39.8
名前も内容も知らない	40	35.4
無回答	12	10.6
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問30　災害時に一人で避難できるか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
できる	40	35.4
できない	43	38.1
わからない	25	22.1
無回答	5	4.4
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問31　災害時に困ること

設問選択肢等	回答数	割合(%)
救助を求めることができない	33	29.2
避難する際に手助けをしてくれる人が近所にいない	27	23.9
安全なところまで、迅速に避難することができない	44	38.9
投薬や治療が受けられない	41	36.3
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	15	13.3
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	34	30.1
周囲とコミュニケーションをとることが難しい	44	38.9
避難場所の設備(トイレ等）や生活環境に不安がある	54	47.8
特にない	11	9.7
その他	4	3.5
無回答	10	8.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問32　大船渡市は障がいのある人が安心して生活できる環境が整っていると感じるか

設問選択肢等	回答数	割合(%)
そう思う	7	6.2
どちらかといえばそう思う	23	20.4
どちからといえばそう思わない	19	16.8
そう思わない	30	26.5
わからない	32	28.3
無回答	2	1.8
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

問33　今後障がい者福祉行政に対して力を入れてほしいこと

設問選択肢等	回答数	割合(%)
福祉施設の充実	56	49.6
保健･医療・福祉サービスの充実	57	50.4
相談･支援体制の充実	50	44.2
バリアフリー化など道路･建築物の改善･整備	24	21.2
利用しやすい交通機関や交通施設の改善･整備	46	40.7
雇用･就業の支援･促進	50	44.2
経済的支援の充実	53	46.9
ボランティア活動の育成･支援	22	19.5
防犯･防災対策の充実	26	23.0
特にない	6	5.3
その他	2	1.8
無回答	3	2.7
N　(%ﾍﾞｰｽ)	113	100

２　市民ワークショップ結果

（１）開催日時

年　月　日	対象地区等	参加者数	開催場所
平成 29 年 11 月　2 日（木）	大船渡町・末崎町・赤崎町	42 名	シーパル大船渡
11 月　6 日（月）	盛町・猪川町・立根町・日頃市町	28 名	Ｙ・Ｓセンター
11 月　7 日（火）	三陸町（綾里・越喜来・吉浜）	30 名	三陸公民館
11 月 15 日（水）	障がい福祉関係者等	19 名	リアスホール

（２）ワークショップで挙げられた課題と対応策

ワークショップでは、各参加者の経験や現状など様々な意見、課題が出されました。ワークショップで出された課題と対応策は次のとおりです。

■　11 月２日（木）開催（対象：大船渡町・末崎町・赤崎町）

○高齢者、障がい者に関する課題	○高齢者、障がい者に関する対応策
足腰が弱って買い物に行くのがつらい 高齢者の集まる場所がない 認知症にならないか不安 高齢者世帯が多い 老人介護について（高齢者） 高齢独居の健康面が心配 障がいのある人、精神疾患により引きこもり、人とのつながりが薄い	認知症について学び予防 地域で見回り、声がけを多くする 普段から人との関わりを持つ 社協、お元気見守り利用

■　11 月６日（月）開催（対象：盛町・猪川町・立根町・日頃市町）

○高齢者、障がい者に関する課題	○高齢者、障がい者に関する対応策
サロン的な施設がない サロン等に来たくても歩行が不自由で参加できない 緊急通報システムの普及 １人暮らしの家族の連絡先が分からない 高齢夫婦だけの世帯が多い 独居で孤立している方の支援方法、関わり方に困っている 高齢者の友だち付き合いがない人が見られる 高齢者の体の不自由な方の支援 独居者等への訪問対応 老人施設への入所の待機者が多い 高齢者の病気がちの人への支援 認知症の人への対応 介護している家族の支援	１人暮らしに、時折り声かけをする 健康管理に努める 健康についての意識を高める　食事、運動等 困ったらＳＯＳを出してもよい。まわりも受け入れる 高齢者の１人暮らしの声がけ サロン、その他の参加 声かけ安否確認　見守りをする お互いに見守り活動をする 特養の施設が少ないので待機が多い、増やしてほしい 民生委員などの訪問、その後の指導 通院の為の交通は行政とタクシー会社と連携してもらう

■　11 月 7 日（火）開催（対象：三陸町（綾里・越喜来・吉浜）

○高齢者、障がい者に関する課題	○高齢者、障がい者に関する対応策
老人ホームには入れない－老人ホームの不足	対象者の状況を報告しながら相談を継続する
１人暮らしの高齢者の交通手段	地域や近隣を巻き込みながら、お話を聞いてあげる
高齢者同士のトラブルの仲裁の仕方－近所トラブル	公営住宅をシェアハウス風にしていく
高齢者世帯の増加	災害復興住宅をどんどん活用していく
高齢者の避難誘導について	移動販売を増やす
高齢者の集まる場所がない	見守りが必要である
集会する場所が遠く、参加したくても送迎がなくて困っている	隣近所が手伝ってゴミ出しする
	高齢者にタクシーパス券などを配布

■　11 月 15 日（水）開催（対象：障がい福祉関係者）

○地域に関する課題	○地域に関する対応策
近所とのつながりが少ない	クラブ活動的に趣味のサロンにする
被災者と被災にあわない人との格差が大きい	ひとつのテーマをもって協力できるようにする
近くに店がない	地域の祭りを利用
街灯が少なく、あっても暗い	地域のサロン、見守りの方の状況を知っておく
ＢＲＴの横断が恐い。遮断機	公民館の活用
震災後近くにバス停がなくなって買い物等大変	スマホを利用、買い物、ボランティアの活用
地域の人の助け合い	ボランティアの養成講座　積極的に各地区毎に行う
ボランティアの高齢化	ボランティア貯金のようなものをつくる
ボランティアのなり手が不足	
ボランティア等情報が周知されていない	
どういう所で（ボランティア）助けてもらえるか知らせる術がない	

○高齢者、障がい者に関する課題	○高齢者、障がい者に関する対応策
施設について、使いづらい。ドア、床の問題（車椅子では大変）	障がい者が行ける飲食店少ない→飲食店など理解を促す。安心、安全
障がい者用トイレなのにみんなで使うようになっている場所がある	施設は作る前に障がい者や高齢者から話を聞いてくれるとよい
室内体育館　身障用の確保	障がい者用トイレ、巡回し点検を行う
コミュニケーションをとれる人が少ない	障がい者のスポーツ施設
視覚障がい者の一人暮らし	障がい者本人が何をしてほしいか話し合う。
障がいがある人の意見を聞く場が少ない	してやるではなく、一緒に行く!!
障がい者の高齢化	相談員、支援員が定期的に家庭訪問
歩道の段差　横断歩道　Ｌ型側溝	ボタン１つで解決できる器具を作る
行政機関に一人で行けない	認知症等の勉強会を！
電光掲示板が少ない（ない）	町の中に電光掲示板を多くする
古くなってデコボコになっているところを全面的に見直しを	障がい者にとって便利器具を導入する
	障がい者と行政の間に立つ人を多くする

○子育てに関する課題	○子育てに関する対応策
保育園、学童保育が利用しにくい（利用料とか）	子育ての体験談を先輩方より聞く
子だくさんの若い夫婦への経済支援	子育てサロンの開催（開催場所が少ない）
学童保育充実、環境、経済面　※公立化	近所の方とのつながりを気軽に･･･
病気の子を預かってくれるところがほしい	保育料無料（国の施設）
障がいのある子も普通学校で受け入れる体制があれば	職場の近くに子供を預かるところを設ける（事業所等）
	保育所にも看護士を配置する
	学童保育の公立化で環境の充実、父母への教育も

○生活に関する課題	○生活に関する対応策
障がい、高齢等　買い物が大変そう	自分は仕事を探していると発信する
高賃金の仕事がない	障がい者にどんな職場があるかを知らせる
障がい者の送迎手段	福祉サービスを使いやすく
店舗がほとんど無く買い物難民がでている	低金額でどこまでも乗れるようなバス
買い物弱者が多い（高齢）	高齢者の要望が見えないので聞き取り
高齢者の移動で困難（サロンがあっても歩いていけない）	受信器をかりる
災害時、障がい者の避難方法について	逃げ場（避難場所）を確認しておく（ハザードマップも）
火災時の避難路の確保について	携帯を活用できるようにする
災害（大雨）など障がいや高齢で支援を要する方の避難サポート	崖くずれ、小川の氾濫、危険地域について、地区での説明会を多くしてほしい
耳が不自由で災害警報が鳴ってもわからない、案内板がほしい	回覧板などでお知らせしてもらう
大雨が降ると崖崩れする箇所があるというが一般の人はわからない	総合病院を作ってほしい
防災無線が聞きづらい	病院にリハビリする施設を作る
交通機関の不便さ	病院にいくのは大変!!行政で少しでもいいので考えてほしい
婦人科がない（少ない）	
病院の利用が不便	
交通不便、車がないどこへも行けない	

第３次大船渡市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１　第３次大船渡市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、広く意見を求めるため、第３次大船渡市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）　計画の策定に関する基本的な事項に関すること。
（２）　その他計画の策定に必要な事項に関すること。
（組織）
第３　委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　関係団体等の代表者等
（２）　関係団体等の代表者の推薦を受けた者
（３）　関係団体事業所等の職員
（４）　識見を有する者
（５）　前４号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
２　委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員の任期中に委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第４　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選とする。
２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。
（庶務）
第６　委員会の庶務は、生活福祉部地域福祉課において処理する。
（補則）
第７　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附　則

１　この要綱は、平成29年12月25日から施行する
２　最初に行われる委員会の招集は、第５第１項の規定に関わらず市長が行う。

第３次大船渡市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

No.	所　　属	職　　名	氏　　名	備考
1	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会	会　　長	田　村　福　子	会長
2	大船渡市民生児童委員協議会	会　　長	田　代　研　三	副会長
3	岩手県立光陵支援学校	校　　長	細　川　俊　一	
4	岩手県立大船渡病院	統括副院長	渕　向　　透	
5	大船渡保健福祉環境センター	保健課長	花　崎　洋　子	
6	大船渡市地区公民館連絡協議会	会　　長	佐　藤　勝　利	
7	大船渡市地域婦人団体連絡協議会	会　　長	佐々木　好　子	
8	大船渡市老人クラブ連合会	副 会 長	泉　　兼　男	
9	大船渡市身体障がい者協会	副 会 長	鴨　野　美枝子	
10	合同会社重智　こころ介護センター	管 理 者	吉　田　和　子	
11	社会福祉法人大洋会 気仙障がい者就業・生活支援センター	主任就労支援 ワーカー	千　田　桃　子	
12	地域子育て支援センター	猪川保育園長	鷲　田　あかね	
13	公益財団法人　共生地域創造財団 岩手大船渡事務所	副 統 括	平　山　康　男	